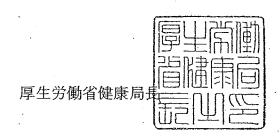




健発第0612005号 平成21年6月12日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長



平成21年度 女性特有のがん検診推進事業の実施について

がんはわが国において昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者数は年間30万人を超える状況である。しかし診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきていることから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であることにかんがみ、特に女性特有のがんについては、検診受診率が低いことから、経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成21年度補正予算に本事業が措置されたところである。

本事業の実施については、別紙のとおり「平成21年度女性特有のがん検診推進 事業実施要綱」を定め、平成21年4月1日から行うこととしたので通知する。

なお、貴都道府県管内市区町村に対しては貴職からこの旨通知されたい。

平成21年度 女性特有のがん検診推進事業実施要綱

1 目的

この事業は、市町村及び特別区(以下「市区町村」という。)が実施するがん 検診において、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関す る検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券(以下「クーポン 券」という。)を送付し、女性特有のがん検診における受診促進を図るとともに、 がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、もって健康保持及び増 進を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 事業の内容

この事業は、下記(1)及び(2)に定める対象者のがん検診台帳を整備し、 検診手帳、クーポン券、受診案内を一括して送付するとともに、クーポン券によ りがん検診を受診するために必要な費用を補助する事業である。

また、事業の実施に当たっては、相談員を配置するなど、対象者等からの問い 合わせに対応できる体制を整備すること。

なお、クーポン券、検診手帳、受診案内は別添を参考とする。

(1) 子宮頸がん

以下の年齢の女性を対象とする。

年齢	生年月日
20歳	昭和63 (1988) 年4月2日~平成 元 (1989) 年4月1日
25歳	昭和58(1983)年4月2日~昭和59(1984)年4月1日
30歳	昭和53(1978)年4月2日~昭和54(1979)年4月1日
35歳	- 昭和48(1973)年4月2日~昭和49(1974)年4月1日
40歳	昭和43(1968)年4月2日~昭和44(1969)年4月1日

(2) 乳がん

以下の年齢の女性を対象とする。

年 齢	生年月日
40歳	昭和43 (1968) 年4月2日~昭和44 (1969) 年4月1日
45歳	昭和38 (1963) 年4月2日~昭和39 (1964) 年4月1日
5 0歳	昭和33 (1958) 年4月2日~昭和34 (1959) 年4月1日
5 5歳	昭和28 (1953) 年4月2日~昭和29 (1954) 年4月1日
60歳	昭和23 (1948) 年4月2日~昭和24 (1949) 年4月1日

5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

6 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣あて報告するものとする。

7 基準日

本事業の基準日については、平成21年6月30日とし、その基準日において、がん検診台帳を整理すること。

8 その他の留意事項

(1) クーポン券について

クーポン券については、検診対象者及び検診機関において、当該市区町村が 発行した真正のクーポン券であることを容易に確認できるよう、必ず公印を付 すこと。

(2) 本人確認について

検診機関に対し、クーポン券に記載された氏名及び住所については、必ず保 険証、運転免許証などで本人確認を行うよう周知を図ること。

(3) 検診受診の利便性向上

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診 (健診) との同時実施、マンモグラフィ車の活用等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん、大腸がん検診を受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めること。

(4) 検診に関する情報提供

市区町村は、検診実施時間及び検診場所に関する情報を容易に入手できる方策や、予約の簡便化、直接受診に結びつく取組等、対象者に対する情報提供体制に配慮するよう努めること。

(5) 他の市区町村での受診に対する配慮

市区町村は、当該市区町村に居住する対象者が、別の市区町村で検診を受けることについて、地域の実情に応じて近隣の市区町村及び県域を越えた市区町村との連絡を密にするなど、一定の配慮を行うこと。

「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」改正案 (抜粋)

(交付の対象)

3 (7) ア 疾病予防対策事業費等補助金

() 女性特有のがん検診推進事業

平成21年6月12日健発第0612005号厚生労働省健康局長通知の別紙 「平成21年度女性特有のがん検診推進事業実施要綱」により市区町村が行う事業

項	1区分	2種目	3 基 準 額	4. 対 象 経 費	5補助率
1	ん検診	有のが	必要と認めた額	女性特有のがん検診推進事業の実施に必要な次の経費 1 検診費 子宮頸がん及び乳がん検診における市区町村負担分及び自己負担分 2 事務費 賃金、需要費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、会議費、使用料及び賃借料、手数料、委託料	10/10





健総発第0612001号 平成21年6月12日

都道府県 各 指定都市 中 核 市

衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省健康局総務課長



平成21年度 女性特有のがん検診推進事業の実施計画書の提出について

標記事業については、平成21年6月12日付健発第0612005号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成21年度女性特有のがん検診推進事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により実施することとしたところであり、当該国庫補助金の所要額を事前に把握する必要があるため、別紙様式により実施計画書の提出について依頼方お願いする。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市区町村の実施計画書を取りまとめの上、 提出をお願いする。

記

1 実施計画書の提出先及び期限

(1) 市町村(指定都市及び中核市を除く。)及び特別区

ア 都道府県が定める日までに都道府県が定めた先に提出すること。

イ 都道府県は、アの実施計画書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、平成21年7月13日(月)までに下記「本件担当、連絡先」に郵送及び電子メールにて提出すること。

(2) 指定都市及び中核市

平成21年7月13日(月)までに下記「本件担当、連絡先」に郵送及び電子メールにて提出すること。

「本件担当、連絡先」

住 所:〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当:厚生労働省健康局総務課がん対策推進室 島田、冨田

電 話:03-5253-1111 (内線4604、2946)

E-mail: tomita-kazushige@mhlw.go.jp

平成21年度 女性特有のがん検診推進事業 実施計画書 (総括表)

「都道府県・指定都市・中核市名」

番号	市区町村名	子宮頸がん (対象者数)	乳がん (対象者数)	40歳 (再掲)	検診機関数	検診費①	事務費②	合計 (①+②)	備考欄
					· ·				
									-
				· · ·					
			·	1					
					·				
	•							,	
	,					·	-		
		·							
計									

1 市区町村名には管内全ての市区町村名を記載すること。(指定都市及び中核市を除く。) 2 実施計画書の提出がなかった市区町村については、備考欄に理由を記載すること。 注1

平成21年度 女性特有のがん検診推進事業 実施計画書

1 検診対象者

(1) 子宮頸がん

1 11 25(10 10		r		·	
20歳	25歳	30歳	35歳.	40歳	合計
	A			(1)	. ア <i>'</i>
L	l	l			

(2) 乳がん

40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	合計
				•	1
				•	

2 検診費

実施計画書の作成にあたっては、あらかじめ検診費を見込むことが困難であることから、 便宜上、次の算定式により算出すること。

(1) 子宮頸がん検診

上記1 (1) の検診対象者数の合計ア × 基本検診単価 × 受診率 = 検診費用(A)

検診対象者数計ア	基本検診単価	受診率	金額
	4, 098円	50%	

(2) 乳がん検診対象者

上記2 (2) の検診対象者数の合計イ × 基本検診単価 × 受診率 = 検診費用(B)

検診対象者数イ	基本検診単価	受診率	金額
	4, 098円	50%	,

円

3 地方事務費

実施計画書の作成にあたっては、あらかじめ地方事務費を見込むことが困難であることから、 便宜上、次の算定式により算出すること。

区分	支出予定額	
	ZW J Æ B	1975 170
賃金		賃金
F. 34.	,	「アナイ)件×1.3/40件×@6000円
需用費		() 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
印刷製本費		 手帳
11-11-12-27-52	ļ.	・ (ア+イー①) ×@99円
		クーポン
•		(ア+イ)×@20円
		受診勧奨通知
· · ·		(ア+イ)×@25円
役務費		
通信運搬費	4.	 宛名シール
		(ア+イ一①) ×@10円
. •		封筒作成
		(ア+イー①)×@21円
		封入等
		(ア+イー①) ×@15円
		郵送料
		(ア+イー①) ×@80円
手数料		振込手数料
		検診機関数×@315円×12月
	·	
その他(消耗品費、	224, 870	
会議費、使用料及び		
借料、役務費等)		. :
		·
合計	•	

	合計				
4	合計 (2検診費+3地方事務費)		-		円
	•	ř		•	

各 指定都市 がん対策担当者 様 中 核 市

厚生労働省健康局総務課 がん対策推進室がん予防係長

平成21年度女性特有のがん検診推進事業における検診手帳、 クーポン券及び受診案内の取り扱いについて

標記事業については、平成21年6月12日健発第0612005号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成21年度女性特有のがん検診実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により取り扱われているところですが、事業の実施に当たっては、下記事項にご留意いただき、実施するようお願いします。

なお、都道府県にあっては、貴管内市区町村に対し、周知方よろしくお願いします。

記

1 検診手帳の見本について

検診手帳の見本については、2種類作成し、厚生労働省ホームページ(以下「HP」という。)にPDFと修正可能なデータを掲載しましたので、どちらかを選択し、ダウンロードを行い、地域の事情に併せて変更が必要な部分を修正して活用して下さい。

ただし、下記の(1)検診手帳の種類の①のデータに②の「検診内容の説明」 を追加しても構いません。

(1) 検診手帳の種類

- ①各市区町村に見本として配布した検診手帳と同じデータ
- ②見本として配布した検診手帳から「相談支援センター」及び「検診機関一覧」 を削除し、代わりに検診内容の説明を加えたデータ
- 注)上記②のデータを使用する場合は、「相談支援センター」及び「検診機関一覧」を市区町村で作成し、検診手帳に追加又は別途同封するようお願いします。

(2) HPに掲載したデータの種類

- ①上記(1)の検診手帳の種類①、②について誰でも閲覧可能なPDFデータ
- ②上記(1)の検診手帳の種類①、②について修正可能なデータ
- (3) 修正可能な検診手帳のデータの取り扱い

- ①修正可能なデータについては、特殊なソフトが必要であり(印刷業者では一般的に同ソフトを保有しています。)、一般の方や市区町村では閲覧できないことが考えられるので、市区町村においては同じ内容のPDFデータを参考にして、修正箇所を印刷業者に指示する等の方法により検診手帳の作成をお願いします。
- ②HPから修正可能なデータのダウンロードに関する仕様は、次のとおりです。 作製OSはMac OS 10.4.3、DTPアプリケーションはAdobe InDesign CS2と Adobe Photoshop CS2。フォントはモリサワ(OpenType)のリュウミンLと中 ゴシックBBB。その他のフォントはすべてアウトライン化済みです。
- (4) 検診手帳を印刷するに当たっての留意事項
 - ①データの検診手帳の記述の部分は、地域の実情に異なる頁を除き修正することはできません。絵柄なども同じものを使用するようお願いします。
 - ②データの検診手帳に市区町村独自に作成した頁を加えることは差し支えありませんが、配布された対象者が手帳として活用できる範囲内で頁数を追加するよう配慮をお願いします。
 - ③検診手帳の紙などの品質については、各市区町村に見本を配布しますので、 同等以上のものを作成願います。
 - ④検診手帳の大きさ及び色彩については、検診手帳を配布する利便性を考慮して、変更して配布することは差し支えありません。
 - ⑤検診手帳については、市区町村の単独事業として、無料クーポン券の記載な ど必要な事項を訂正して、今回の対象とならない隙間年齢の方への配布や市 区町村の普及啓発事業などに活用していただいても差し支えありません。

2 クーポン券の見本について

クーポン券の見本については、偽造防止の観点からHPにはPDFデータのみを掲載し、修正可能なデータについては、各都道府県担当者あて配布するので、指定都市、中核市を含む管内市区町村あて、配布をお願いします。

- (1) クーポン券の種類
 - ①子宮頸がん検診無料クーポン券
 - ・②乳がん検診無料クーポン券
- (2) 修正可能なクーポン券のデータの取り扱い 検診手帳と同様です。
- (3) クーポン券を印刷するに当たっての留意事項
 - ①クーポン券の品質、大きさ、色彩及びデザインについては、第三者から見て 当該事業によるものであることが明確にわかるよう原則的に配布した見本と 同等のものを印刷するようお願いします。
 - ②クーポン券には、市区町村が作成したことが明らかになるよう、公印の印影を印刷するようお願いします。(平成21年度女性特有のがん検診推進事業実施要綱でも規定)
 - ③見本のクーポン券の受診券番号については、便宜上、子宮頸がん、乳がん検診を区分けするための例として記載しているものですので、各市区町村の整理しやすい番号に変更して差し支えありません。
 - ④印刷の簡便化を期すために、検診対象者の氏名等はクーポン券の切取線の左右において、見本では表面と裏面に記載しているが、同一面に印刷しても差

し支えありません。また、タックシールなどを貼ることも可能ですが、シール分に割り印を行うなど、検診対象者を特定する事項が不正に改ざんされ、他に使用されないよう万全を期されることをお願いします。

- ⑤各市区町村において、印刷したクーポン券については、検診機関及び他の市 区町村等の関係者が一目で本事業のクーポン券であると分かるよう、見本を 当該市区町村のホームページで公開するようお願いします。
- ⑥クーポン券の使用に当たっては、必ず保険証、運転免許証などで本人確認を 行うよう検診機関等へ要請をお願いします。(平成21年度女性特有のがん 検診推進事業実施要綱でも規定)

3 受診案内の見本について

受診案内の見本については、HPにPDFデータと、修正可能なデータを掲載したので、ダウンロードを行い、地域の事情に併せて変更が必要な部分を修正して活用して下さい。

- (1) HPに掲載したデータの種類
 - ①閲覧可能なPDFデータ
 - ②修正可能なデータ
- (2)修正可能な受診案内のデータの取り扱い 検診手帳と同様です。
 - (3) 受診案内を印刷するに当たっての留意事項。
 - ①データについては、検診手帳及びクーポン券と異なり、見本の内容を記載していただければ、各市区町村において記載内容の追加やデザインなどは変更して差し支えありません。
 - ②受診案内の見本データは、最低限の内容を記載したものであり、基準日以降 に転居した方、既に今回の検診対象としたがんに罹っている方、補正予算成 立後からクーポン券を配布されるまでの間に市区町村事業のがん検診を受診 された方などへの注意事項等の必要事項を各市区町村の判断で加筆するよう お願いします。

4 他の市区町村での受診に対する配慮について

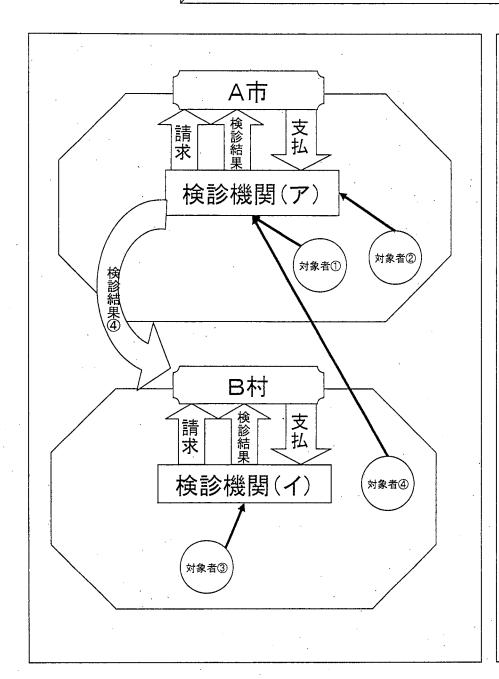
本事業において、クーポン券が使用できる検診機関とは、基本的には、当該市 区町村が契約した検診機関となりますので、近隣の他の市区町村に所在する検診 機関と積極的に契約していただき、対象者の利便性が図られるよう環境づくりを お願いします。

なお、他の市区町村との合意があれば、管内検診機関との契約において、合意された他の市区町村が発行したクーポン券であっても、受診可能とするとともに、その費用の請求は契約者である当該市区町村に行い、検診結果及びクーポン券の写しを受託者である検診機関から対象者の居住する市区町村に送付するような契約を行うことは可能であり、本事業の対象となるため、積極的に近隣市区町村との連携を図られるようお願いします。

※HP掲載場所(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan kenshin.html)

無料クーポン券による近隣市区町村との請求イメージ

※検診機関所在地の市区町村に請求する場合



OA市

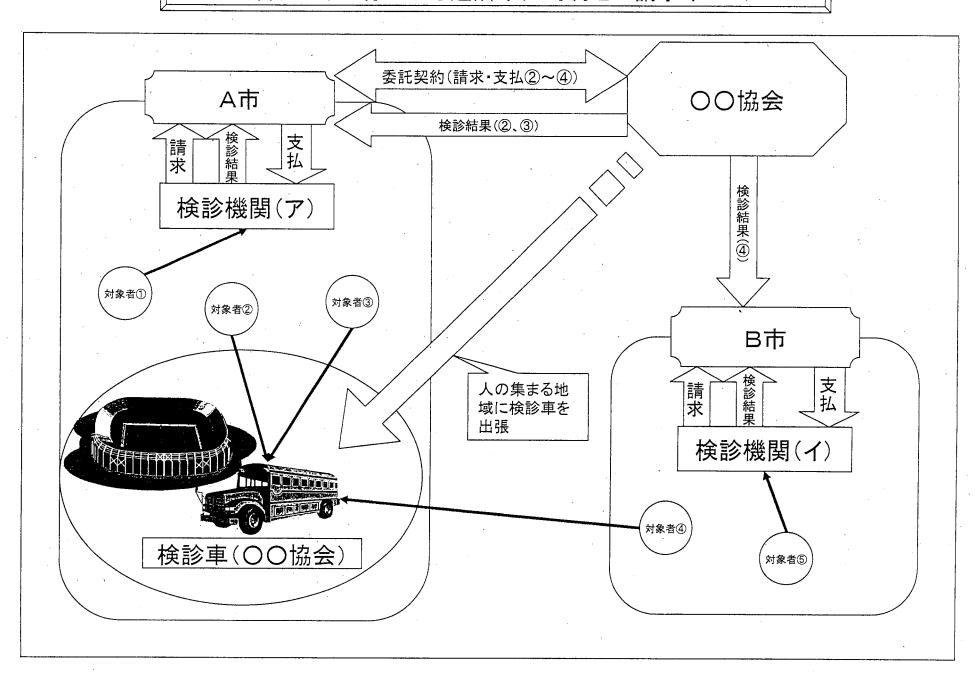
- ・市内の対象者の調査
- ・検診機関との調整
- ・対象者へクーポン等の配布
- ・検診機関へ検診費の支払い(対象者①、②、④の分)
- 国に補助金請求(対象者①、②、④の分)

〇検診機関(ア)

- ・対象者①、②、④の検診費用をA市へ請求
- ・対象者①、②の検診結果及びクーポン券をA市へ、④の検診 結果及びクーポン券の写しをB村へ送付

- ・ 近隣市区町村及び県域を越えた検診機関との契約手続きが 必要ない。
 - (※A市と検診機関(ア)との契約において、他の市区町村に居住する者であっても、がん検診を実施し、その費用については、契約者に請求できること、かつ、検診結果及びクーポン券の写しを受託者である検診機関から対象者の居住する市区町村に送付するといった契約を行っておくことが必要。)
- 対象者の一時負担がない。
- ・ まとめて検診機関に支払うことができるため、振込手数料の費用が節約

無料クーポン券による近隣市区町村との請求イメージ



女性特有のがん検診推進事業のQ&A(修正版)

[総論]

- 問1 女性特有のがん検診推進事業の目的及び効果は何ですか。
- 問2 事業開始はいつからですか。
- 問3 事業の実施は全国一律一斉開始となりますか、市区町村の状況により異なっても差し支えありませんか。
- 問4 事業の開始に向けたスケジュールはどうなっていますか。条例改正の必要がある場合、開始時期が制限されます。
- 問5 検診対象者の調査については、具体的にどういった調査内容、対象把握を 考えているのですか。
- 問6 がん検診台帳に必要な項目は何ですか。
- 問7 がん検診台帳を作成するにあたり、住民基本台帳を活用することができる 法的根拠は何ですか。
- 問8 健康増進法に基づく健康増進事業として市区町村が行っているがん検診と は別事業と考えてよろしいか。
- 問9 女性特有のがん検診推進事業は平成21年度限りの事業ですか。検診対象者が限定されているため、少なくとも5年間実施しなければ不平等になるのではないですか。
- 問10 マンモグラフィーの出来る医療機関が少ない地区はどのように対応すればよいですか。また、検診機関については、近隣自治体と既に連携しているが、検診機関のキャパシティは新たな受診者を受け入れる余裕はありません。受入可能な検診機関を紹介してもらえるのですか。また、都道府県単位など、広域で実施検診機関を統一して決定した方が 利便性が確保されると考えますが、そのような体制を検討してもらえるのですか。
- 問11 県域を越えた職場の市区町村との連携とは、どのように行うのですか。(県外の委託契約方法は、県内であっても地元以外の医療機関との契約は国が調整を図るのですか。その場合の委託料と地元に通常依頼する場合の委託料に違いがあった場合、その委託料が今後に影響を及ぼさないですか。(国の設定が高い場合))
- 問12 乳がん検診、子宮がん検診が2年に1回受診なのに、今回の事業の対象者は5歳刻みの奇数年で、1年のみの補助事業にするのはなぜですか。
- 問13 昨年度受診し、本事業により今年度も受診した者について、来年度の受診 はどのように扱えばよろしいでしょうか。
- 問14 検診手帳の交付と受診率の向上には、どう相互関係があると考えているのですか。
- 問15 検診の内容に定めはあるのか。市区町村で行っている検診と同じでよいのか。(国の指針以外の検査方法への対応)
- 問16 当市では、隔年(2年に1回)で検診を実施しています。そのため、44歳で 受診した人は45歳では受診ができません。この方にも国の経済危機対策とし

て実施するのですか。自治体で定めた基準と合わない部分はどうするのですか。施策のための、住民への周知が複雑になります。

- 問17 検診の年齢設定(5歳刻み)と乳がん及び子宮がんの指針にある「2年に 1度の検診受診」の整合性をどう考えているのですか。対象年齢の設定根拠が 不明確であり、住民が混乱する恐れがあります。
- 問18 各医師会や検診機関への協力依頼、周知等は行うのですか。行う場合は国や都道府県はどう関与してくのですか。
- 問19 医師会所属の医療機関ならば調整できる可能性はあるが、その他の医療機関とは調整ができないため検診費用の支払いが難しい。(契約無しでは支払いができないのでたった1件の為にいちいち契約を結ばなくてはならなくなるので不可能)
- 問20 受診率向上について、どの程度上昇すると想定しているのですか。

[検診対象者]

- 問1 検診対象者の年齢の基準日はいつですか。
- 問2 既に検診を受診した者は事業の対象になるのですか。
- 問3 本事業の施行日からクーポン券の発送までに検診を受診した者は事業の対象となるのですか。
- 問4 台帳整備後に対象者の転入・転出があった場合の取り扱いはどうなるので すか。
- 問5 基準日後に転出した検診対象者の受診先及び請求先はどうなるのか。
- 問6 転出先で受診できる体制づくりは間に合うのか。
- 問7 職場でがん検診を受診している人に対しては、補助対象となりますか。
- 問8 対象年齢として掲げられている年齢をすべて実施しなければならないか。
- 問9 本事業で受診した者は、健康増進事業に基づく市区町村のがん検診事業の 受診者としてカウントし、例年の事業報告に加えることができるのですか。
- 問10 外国人は対象となりますか。
- 問11 市区町村の検診を受けず、人間ドックを受けた場合、補助対象となりますか。
- 問12 当市では、隔年で検診を実施しているため、今年対象となっている年齢の 人だけを対象にこの制度による検診を実施し、その分だけ補助を受けること は可能ですか。
- 問13 初受診者の掘り起こしのために、子宮頸がん検診も、45、50、55、60歳を追加してもよいのではないか。
- 問14 当自治体では、偶数年齢を対象としているが、5歳刻みの奇数年齢で実施することになると、対象年齢の要件が住民にわかりづらくなります。検診対象を偶数年齢に出来ないでしょうか。(例として「45歳対象」を「44歳」にするなどはどうですか)
- 問15 奇数年齢を検診対象としていない場合、今回の事業により「特別に対象と する」旨、通知を自治体から住民に知らせることになりますか。

[検診手帳及びクーポン]

- 問1 検診手帳と健康手帳は同じものですか。
- 問2 検診手帳は市区町村が作成するのですか。また、検診手帳の内容は市区町村によって、変更しても差し支えないですか。
- 問3 クーポン券の使用期限はありますか。
- 問4 既に市区町村でがん検診の受診券を送付している場合であっても、本事業 におけるクーポン券を配布する必要があるのですか。
- 問5 自己負担分の検診料を無料にするのに、なぜクーポン券にする必要がある のですか。個人通知で無料になる旨の文書でも充分受診勧奨になるのではな いですか。
- 問6 クーポン券は全国どこでも使用可能とするのですか。その支払は検診対象 者の居住地とするのですか、検診機関の所在地とするのですか。
- 問7 DV被害、里帰り出産後滞在中等で住民票と現住地、居地が違う場合に、本人から申し出があった場合は現住地、居地に送付可能ですか。また、現住地、居地付近の検診機関の受診は可能ですか。
- 問8 他の市区町村の検診機関であっても、契約すれば自分の市区町村で発行し たクーポン券を使え、支払えるという理解でよいですか。
- 問9 市区町村の直営検診機関でがんが発見され、医療機関への受診履歴がわかる場合、「クーポン券及び検診手帳」を送付しなくてよいですか。または各市 区町村で判断してよいですか。
- 問10 当自治体では、受診券を使わず、受診者が直接検診機関に予約し、検診機関から役所に受診資格を確認する「コールセンター方式」により、がん検診を行っています。このため、クーポンの配布や検診手帳の交付は事務処理上なじみにくいが、自治体でやりやすい方法(たとえば、検診機関がコールセンターに資格確認を行う際に、受診者がクーポン対象者であることを確認するといった方法)は可能か。また、同じ理由から、検診手帳を検診機関での受診時に渡すことはできるのか。

[予算関係]

- 問1 補助対象経費の内訳はどうなっているのですか。
- 問2 本事業の補助金は、地方交付税不交付団体においても補助されるということでよろしいですか。
- 問3 対象者特定や台帳整備のためのシステム改修費は補助対象となりますか。
- 問4 検診単価の基準はありますか。
- 問5 備品購入費は補助対象となりますか。
- 問6 地方公共団体職員の人件費は補助対象となりますか。
- 問7 任期付任用職員の給与は補助対象となりますか。
- 問8 検診を医師会等に委託している場合、委託料も検診費に含まれますか。

- 問9 本事業は、子宮頸がん検診を対象としているが、医師の判断により子宮体がんの検診も必要とされた場合は、補助対象とすることは可能ですか。
- 問10 乳がん検診ではマンモグラフィを実施すべきと認識していますが、離島など検診車の手配等が難しい地域においては、対象者を限定した上で、本土でマンモグラフィ検診を受けられるよう、交通費についても支給した場合、補助対象となりますか。
- 問11 検診機関への支払方法は、口座への振込となるが、振込手数料は補助対象となりますか。
- 問12 検診対象者への償還払いを行う際の振込手数料は補助対象となりますか。
- 問13 市区町村内に居住する外国人に対して、がん検診受診券及び検診手帳を外 国語に翻訳した上で送付する場合の翻訳代は補助対象となりますか。
- 問14 クーポン券が届かなかったり、紛失した場合の対応はどうするのですか。
- 問15 当市では、乳がん検診は、40代は2方向、50代以上は1方向でマンモグラフィの検査を実施しています。年代によって医療機関に支払う金額が異なりますが、補助金の申請はどうなりますか。また、各自治体ごとに委託している医療機関に支払う医療衛生委託費は異なります。補助率は10/10ですが、各市区町村ごとの実際の経費が補助されるのですか。
- 問16 市区町村の施策により、がん検診の自己負担が既に無料の場合、本事業に 該当しないのですか。
- 問17 生活保護受給者は市区町村で自己負担金を免除しています。その人は補助 の対象となりますか。
- 問18 以前にがんが発見され、「治療中、経過観察中、手術を受けた場合」でも無料クーポンが送付された場合、補助対象として検診を受診してよいですか。また、がんが見つかった部位を含みますか。
- 問19 国保加入者については、国保からの助成により、自己負担額を無料としている場合において、本事業で費用の対象となるのは、国保からの助成を除いたものとなりますか。それとも、国保からの助成の有無にかかわらず自己負担額と市町村負担額となるのですか。
- 問20 妊婦健診での子宮頸がん検診と本事業での子宮頸がん検診では、どちらが 優先されるのですか。
- 問21 妊婦健診のような、事業開始前に受診した者への費用助成は、事務手続きが煩雑になること、また、少額の自己負担分を振込手数料を使って支払うのは無駄が多いと思いますので、補助金の対象は事業開始以降の受診者にしていただきたい。
- 問22 検診機関に指定はありますか。また、人間ドック検診やメインとしての検診ではなく、他の検診を受けて、そのオプションとした場合はどうなりますか。
- 問23 乳がん検診として、乳房超音波検査を行った場合の検診費用は、補助対象となりますか。また、子宮頸がん検診として、HPV検査を行った場合の費用は、補助対象となりますか。

- 問24 子宮がん検診については、コルポスコープ検査まで費用補助はありますか。 必要であれば全員実施しても補助対象となりますか。
- 問25 乳がん検診については、視触診のみの場合も費用補助はありますか。超波 検査も補助対象となりますか。
- 問26 健康増進法の補助金では課税状況によって補助基準額に差があります。 本事業の補助金も対象者の課税状況によって分けることになりますか。
- 問27 本事業による新たな財源(一時立替払いとしての自治体の持ち出し分など の確保についてはかなり難しいと考えるがどう考えていますか。
- 問28 検診手帳の配付について、年齢対象者以外の希望者には配付できないのですか。また、配付した場合は補助金の対象となりますか。(狭い地域の中では不公平感があるため。)

[その他]

問1 がん検診の対象者については、平成21年3月18日付厚生労働省健康局総務課長通知「市町村がん検診事業の充実強化について」の文書中、「推計対象者数を用いた受診率の算出結果を参考に市町村がん検診の事業評価を適切に行うよう」との記載があるところですが、当市の対象者数は独自の調査方法により算出しておりましたが、今回の厚生労働省からの技術的助言に基づき、この推計対象者数を用いた受診率算出へと変更したいと考えております。しかし、出された推計対象者数は総数のみになっており、5歳刻み年齢別に把握することができないため、このままですと5歳刻み年齢別の受診率を出すことができません。地域保健・健康増進報告でも各がん検診の対象者数を5歳刻み年齢階級別に求めておりますので、ぜひ5歳刻みの推計対象者数を市町村が使用できるようにお願いしたい。

女性特有のがん検診推進事業のQ&A

[総論]

問1 女性特有のがん検診推進事業の目的及び効果は何ですか。

(答)がんはわが国において昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者数は年間30万人を超える状況です。しかし診断と治療の進歩により、一部のがんでは早期発見、早期治療が可能となってきております。がんによる死亡者を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であることに鑑み、特に女性特有のがん検診については、検診受診率が低いことから、また未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、今般の経済危機対策として平成21年度の補正予算に計上されたところです。

本事業を行うことにより、がん検診受診率の向上が図られる場合は、もってがん死亡率の減少に資するものと考えています。

問2 事業開始はいつからですか。

(答)本事業については、平成21年5月29日に補正予算が成立したことに伴い、平成21年4月1日から市区町村が行うがん検診について、本事業の対象とします。

なお、本事業の基準日については、平成21年6月30日とし、その基準日において、がん検診台帳を整理してください。

- 問3 事業の実施は全国一律一斉開始となりますか、市区町村の状況により異なっても差し支えありませんか。
 - (答)検診対象者の人数、検診機関との調整、各市区町村の事情によって準備期間が想定されるため、各市区町村によって事業の開始日は異なっても差し支えありません。また各市区町村において、受診可能な検診機関等の検診対象者の受入可能人数を考慮し、がん検診クーポン券(以下「クーポン券」という。)を数回に分けて交付することも可能です。
- 問4 事業の開始に向けたスケジュールはどうなっていますか。条例改正の必要がある場合、開始時期が制限されます。
- (答) 5月29日に開催したがん対策担当者会議において、がん検診台帳の整備、 検診機関との調整及び検診手帳の検討など事前に準備をする事項をお示しし たとおり、平成21年度補正予算成立後に速やかに事業を実施できるよう協力 をお願いします。また、検診単価等を条例によって定めている場合があれば 別ですが、基本的には現在行っているがん検診を拡充する施策であるので、

原則として条例改正は必要ないと考えています。

- 問5 検診対象者の調査については、具体的にどういった調査内容、対象把握を 考えているのですか。
- (答)検診対象者の調査とは、住民基本台帳をもとに、国で示す対象年齢の方を 検診対象者として、がん検診台帳に整理することです。
- 問6 がん検診台帳に必要な項目は何ですか。
 - (答)検診対象者ごとに、氏名、年齢、住所、クーポン券の発券番号、がん検診 受診の有無のほか、各市区町村において必要な情報を記載できるよう台帳整 備をお願いします。
- 問7 がん検診台帳を作成するにあたり、住民基本台帳を活用することができる法的根拠は何ですか。
 - (答)がん検診は市区町村の自治事務であり、当該事務に住民基本台帳を活用することができる根拠は、住民基本台帳法第1条となります。
- 問8 健康増進法に基づく健康増進事業として市区町村が行っているがん検診と は別事業と考えてよろしいか。
 - (答)本事業は、健康増進法に基づく市区町村が行うがん検診のうち、一定の年齢に達した女性に対して行う事業ですので、別事業ということではありません。
- 問9 女性特有のがん検診推進事業は平成21年度限りの事業ですか。検診対象 者が限定されているため、少なくとも5年間実施しなければ不平等になるの ではないですか。
 - (答) 今般の女性特有のがん検診推進事業は、平成21年度の経済危機対策の一環として実施される事業ですので、平成21年度限りの措置として位置づけられています。

なお、平成22年度以降の事業の実施については、本事業の成果を検証の 上、検討していく予定です。

- 問10 マンモグラフィーの出来る医療機関が少ない地区はどのように対応すればよいですか。また、検診機関については、近隣自治体と既に連携しているが、検診機関のキャパシティは新たな受診者を受け入れる余裕はありません。受入可能な検診機関を紹介してもらえるのですか。また、都道府県単位など、広域で実施検診機関を統一して決定した方が 利便性が確保されると考えますが、そのような体制を検討してもらえるのですか。
 - (答) 市区町村において、受入可能ながん検診機関の受診可能人数を考慮し、クーポン券の時差をつけた交付や近隣市町村等との連携により、受入体制を最大限活用できるような配慮をお願いします。

また、近隣市町村や県域を越えた連携については、都道府県や対象市町村において、お互いに委託できる検診機関等の紹介を行うなどの協力をお願いします。

- 問11 県域を越えた職場の市区町村との連携とは、どのように行うのですか。 (県外の委託契約方法は、県内であっても地元以外の医療機関との契約は 国が調整を図るのですか。その場合の委託料と地元に通常依頼する場合の委 託料に違いがあった場合、その委託料が今後に影響を及ぼさないですか。(国 の設定が高い場合))
 - (答) 自市区町村管内のがん検診機関において、他の市区町村に居住する検診対象者についても、本事業により、がん検診を受診できるよう配慮するとともに、検診結果については、がん検診機関から検診対象者の居住地の市区町村に送付するような仕組みを構築し、がん検診受診に係る利便性を向上させるようお願いします。

また、市区町村において地域の実情に応じて最大限使用できる検診機関の範囲を広げるようお願いするとともに、その検診機関の選定にあたっては、県や近隣市区町村などに対し、委託契約検診機関の照会を行い実施するようお願いします。

- 問12 乳がん検診、子宮がん検診が2年に1回受診なのに、今回の事業の対象者は5歳刻みの奇数年で、1年のみの補助事業にするのはなぜですか。
 - (答) 今回の施策は子育て支援対策として、女性特有のがん検診に対する受診率向上策の一つとして実施するものです。子宮頸がん、乳がんの検診対象年齢となる年齢から5歳刻みにターゲットを絞った受診勧奨を行い、これまで検診機会のなかった方にも既存の制度の中で受診を促す施策として実施するものです。また、年代的な偏りがないよう隙間年齢の方へ受診することへの認知も誘発することを目的としています。また、今回の措置は単年度事業であり、本施策の成果を踏まえつつ、事業の継続について検討していく予定です。

- 問13 昨年度受診し、本事業により今年度も受診した者について、来年度の受診 はどのように扱えばよろしいでしょうか。
 - (答) 引き続き、健康増進法に基づく、がん検診を実施してください。
- 問14 検診手帳の交付と受診率の向上には、どう相互関係があると考えているのですか。
 - (答)がん検診を受診しない理由は、がんに係る正しい知識の理解が国民に浸透していないことが、一つの大きな要因となっていると考えており、検診手帳の交付により、がんに係る正しい知識を持った検診対象者を受診行動へ誘発することができると考えています。
- 問15 検診の内容に定めはあるのか。市区町村で行っている検診と同じでよいのですか。(国の指針以外の検査方法への対応)
 - (答)検診内容は、原則として「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知。以下「がん検診実施指針」という。」)に基づくことになります。
- 問16 当市では、隔年(2年に1回)で検診を実施しています。そのため、44歳で 受診した人は45歳では受診ができません。この方にも国の経済危機対策とし て実施するのですか。自治体で定めた基準と合わない部分はどうするのです か。施策のための、住民への周知が複雑になります。
- (答) 今回の事業は既存のがん検診事業に加えて、受診勧奨事業の一環として取り扱われるものであり、昨年受診した方でも対象年齢の方には、検診手帳を配布してください。なお、クーポン券については、併せて配布していただいても構いませんが、受診案内により医学的な観点から受診間隔は2年に1回が推奨されていることを明確にお知らせすることが必要です。
- 問17 検診の年齢設定(5歳刻み)と乳がん及び子宮がんの指針にある「2年に 1度の検診受診」の整合性をどう考えているのですか。対象年齢の設定根拠 が不明確であり、住民が混乱する恐れがあります。
 - (答)検診の間隔については、住民に誤解を与えないよう検診手帳の見本を参考 にし、明確に記載いただくようお願いします。

- 問18 各医師会や検診機関への協力依頼、周知等は行うのですか。行う場合は国や都道府県はどう関与してくのですか。
 - (答) 当該事業が円滑に進むよう、関係団体等に対して、国として協力を要請していくこととしています。
- 問19 医師会所属の医療機関ならば調整できる可能性はあるが、その他の医療機関とは調整ができないため検診費用の支払いが難しい。(契約無しでは支払いができないのでたった1件の為にいちいち契約を結ばなくてはならなくなるので不可能)
- (答)地域の実情により、検診機関との委託契約、償還払い、当該市町村の既委 託契約済みの検診機関での他市区町村のクーポン券を使用した検診費の支払 等、市区町村において個別に判断し、検診対象者の利便性を十分考慮した対 応をお願いします。
- 問20 受診率向上について、どの程度上昇すると想定しているのですか。
- (答)予算の要求上は、本施策の実施により、クーポン券対象者の受診率として 50%を見込んでいるところです。

女性特有のがん検診推進事業のQ&A

[検診対象者]

- 問1 検診対象者の年齢の基準日はいつですか。
 - (答)検診対象の年齢は次の表のとおりです。
 - (1) 子宮頸がん検診については、以下の年齢の女性が対象となります。

年 齢	生年月日
20歳	昭和63 (1988) 年4月2日~平成 元 (1989) 年4月1日
25歳	昭和58 (1983) 年4月2日~昭和59 (1984) 年4月1日
30歳	昭和53 (1978) 年4月2日~昭和54 (1979) 年4月1日
35歳	昭和48 (1973) 年4月2日~昭和49 (1974) 年4月1日
40歳	昭和43 (1968) 年4月2日~昭和44 (1969) 年4月1日

(2) 乳がん検診については、以下の年齢の女性が対象となります。

年 齢	生年月日
40歳	昭和43 (1968) 年4月2日~昭和44 (1969) 年4月1日
45歳	昭和38 (1963) 年4月2日~昭和39 (1964) 年4月1日
50歳	昭和33 (1958) 年4月2日~昭和34 (1959) 年4月1日
55歳	昭和28 (1953) 年4月2日~昭和29 (1954) 年4月1日
60歳	昭和23 (1948) 年4月2日~昭和24 (1949) 年4月1日

問2 既に検診を受診した者は事業の対象になるのですか。

(答)検診手帳及びクーポン券の配布については、既にがん検診を受診したかを 問わず、上記年齢の方を対象に事業を行います。

なお、平成21年4月1日以降、検診対象者にクーポン券が届く前に、市 区町村が行うがん検診を受診された方の自己負担額については、クーポン券 と領収書などにより、償還払いが可能であり、この場合市区町村負担分につ いても、補助対象となります。

- 問3 本事業の施行日からクーポン券の発送までに検診を受診した者は事業の対象となるのですか。
 - (答)事業の対象となります。この場合は、クーポン券と検診機関からの領収書 を確認し、直接、本人の口座に自己負担分を返還してください。

なお、検診時において、本事業の対象者であることが、明らかな場合は、 窓口で自己負担分を徴収せず、後日、検診手帳のみを配布することも可能で す。

- 問4 台帳整備後に対象者の転入・転出があった場合の取り扱いはどうなるので すか。
 - (答)本事業の基準日は、平成21年6月30日とし、その基準日において、が ん検診台帳を整理していただくこととしています。

がん検診台帳を整理した時点の検診対象者に対して、検診手帳等を配布してください。

このため、その後の転入・転出者については、基準日時点の市区町村から配布をお願いします。

- 問5 基準日後に転出した検診対象者の受診先及び請求先はどうなるのか。
- (答) 基準日後に転出した検診対象者のうち、がん検診を未受診の方については、 転出先の市区町村に受診可能な検診機関を確認し、受診していただくことにな ります。この場合、検診機関からの請求は、契約を結んでいる転出先の市区町 村になります。
- 問6 転出先で受診できる体制づくりは間に合うのか。
- (答) 転出者への受診機会を可能な限り広げるため、クーポン券の有効期限を交付年月日から6か月と予定しています。受診希望があった場合、可能な限り受け入れ体制づくりを進めるようお願いします。
- 問7 職場でがん検診を受診している人に対しては、補助対象となりますか。
 - (答) 職域で受診可能な者であっても、市区町村が行うがん検診を受診した場合 は補助対象となります。

なお、職域で既に受診した者がクーポン券を使用して、市区町村が行うが ん検診を再度受診した場合の費用についても補助対象となりますが、受診案 内により医学的な観点から受診間隔は2年に1回が推奨されていることを明 確にお知らせすることが必要です。

- 問8 対象年齢として掲げられている年齢をすべて実施しなければならないか。
 - (答)対象年齢者全ての方に実施をお願いします。
- 問9 本事業で受診した者は、健康増進事業に基づく市区町村のがん検診事業の 受診者としてカウントし、例年の事業報告に加えることができるのですか。
 - (答) 受診者として計上して結構です。

- 問10 外国人は対象となりますか。
 - (答)本事業は健康増進法に基づく市区町村が行うがん検診のうち、一定の年齢に達した女性に対して行う事業ですので、対象者については従前のとおりとなります。
- 問11 市区町村の検診を受けず、人間ドックを受けた場合、補助対象となりますか。
 - (答)本事業は健康増進法に基づく市区町村が行うがん検診のうち、一定の年齢に達した女性に対して行う事業ですので、市区町村事業として人間ドックを行っている場合は補助対象となります。ただし、子宮がん検診、乳がん検診の検診費用を個別に算定できる場合に限ります。
- 問12 当市では、隔年で検診を実施しているため、今年対象となっている年齢の 人だけを対象にこの制度による検診を実施し、その分だけ補助を受けること は可能ですか。
- (答)本事業の対象となる方全員に、クーポン券、検診手帳及び受診案内の送付 をお願いします。また受診間隔については、受診案内で明確に記載するよう な配慮をお願いします。
- 問13 初受診者の掘り起こしのために、子宮頸がん検診も、45、50、55、 60歳を追加してもよいですか。
 - (答)補助対象とはなりませんが、市区町村独自の事業として、拡充された交付 税の積極的な活用により実施をお願いします。
- 問14 当自治体では、偶数年齢を対象としていますが、5歳刻みの奇数年齢で実施することになると、対象年齢の要件が住民にわかりづらくなります。検診対象を偶数年齢に出来ないでしょうか。(例として「45歳対象」を「44歳」にするなどはどうですか)
 - (答)補助対象となる対象年齢については、変更できません。
- 問15 奇数年齢を検診対象としていない場合、今回の事業により「特別に対象と する」旨、通知を自治体から住民に知らせることになりますか。
 - (答) 受診案内の内容で今回の施策の概要を明記してください。

女性特有のがん検診推進事業のQ&A

〔検診手帳及びクーポン券〕

- 問1 検診手帳と健康手帳は同じものですか。
 - (答) 4 0歳以上に配布する健康増進法に基づく健康手帳とは違います。本事業における検診手帳とは、一定年齢の女性にターゲットを絞って、がんについての正しい知識をわかりやすく記載し、子宮頸がん及び乳がん検診の必要性を検診対象者に認知していただだき、受診行動へ促す内容を盛り込んだ手帳の見本をもとに作成していただくものです。
- 問2 検診手帳は市区町村が作成するのですか。また、検診手帳の内容は市区町村によって、変更しても差し支えないですか。
 - (答) 国が見本を示した内容及び形式・品質を参考として、地域の情報を加えたものを市区町村で作成します。なお、国が示す見本より、手帳の内容及品質等は予算の範囲内で同等以上のものの作成をお願いします。その内容を充実させることは可能ですが、見本の記載内容を修正することはできません。

|問3 クーポン券の使用期限はありますか。

- (答) 使用期限は、市区町村がクーポン券を発行した日から6ヶ月間を予定しています。
- 問4 既に市区町村でがん検診の受診券を送付している場合であっても、本事業 におけるクーポン券を配布する必要があるのですか。
 - (答)本事業の対象者に対して、従来からのがん検診事業に加え、受診勧奨方策の一つとして新たに行うものですので、可能な限り本施策の趣旨にそって、配布するよう協力をお願いします。
- 問5 自己負担分の検診料を無料にするのに、なぜクーポン券にする必要がある のですか。個人通知で無料になる旨の文書でも充分受診勧奨になるのではな いですか。
 - (答) 今回は、諸外国において検診率を引き上げる施策の一つとして、がんに係る正しい知識を理解し、啓発を促すような検診手帳と併せてクーポン券を配布する受診勧奨が行われており、受診率の向上に有用であったことから、我が国においても、目に見える形で検診対象者に配布し、受診へ行動を促すための事業を行うこととしたものです。

- 問6 クーポン券は全国どこでも使用可能とするのですか。その支払は検診対象 者の居住地とするのですか、検診機関の所在地とするのですか。
 - (答) クーポン券は市区町村が契約を行っている検診機関であれば、全国どこで使用した場合であっても、その請求については、当該検診機関と契約を結んでいる検診機関の所在地の市区町村に請求することが可能な制度とします。検診費用も補助対象に含まれますので、各市区町村の判断により円滑に事業が進むよう支出方法などを含めて協力をお願いします。
- 問7 DV被害、里帰り出産後滞在中等で住民票と現住地、居地が違う場合に、本人から申し出があった場合は現住地、居地に送付可能ですか。また、現住地、居地付近の検診機関の受診は可能ですか。
- (答) 双方とも補助対象となりますので、各市区町村の判断でできる限り受診が 円滑になるよう協力をお願いします。
- 問8 他の市区町村の検診機関であっても、契約すれば自分の市区町村で発行したクーポン券を使え、支払えるという理解でよいですか。
 - (答)補助対象となります。
- 問9 市区町村の直営検診機関でがんが発見され、医療機関への受診履歴がわかる場合、「クーポン券及び検診手帳」を送付しなくてよいですか。または各市区町村で判断してよいですか。
- (答)原則として検診対象者であれば、クーポン券及び検診手帳の配布をお願い します。ただし受診案内において注意事項で明記するか、検診対象者が精神 的に苦痛を及ぼすものである時には、個別に判断するようお願いします。
- 問10 当自治体では、受診券を使わず、受診者が直接検診機関に予約し、検診機関から役所に受診資格を確認する「コールセンター方式」により、がん検診を行っています。このため、クーポンの配布や検診手帳の交付は事務処理上なじみにくいが、自治体でやりやすい方法(たとえば、検診機関がコールセンターに資格確認を行う際に、受診者がクーポン対象者であることを確認するといった方法)は可能か。また、同じ理由から、検診手帳を検診機関での受診時に渡すことはできるのか。
- (答)一定年齢の検診対象者にクーポン券及び検診手帳を同封する受診勧奨事業 を実施することにより、受診率を向上させることも目的したものであるので、 補助対象とはなりません。

女性特有のがん検診推進事業のQ&A

[予算関係]

- 問1 補助対象経費の内訳はどうなっているのですか。
 - (答)検診費用に係る自己負担及び市区町村負担分、クーポン券、検診手帳及び 受診案内の印刷製本費、検診対象者への郵送費、賃金、実績報告書の作成費、 検診機関等への振込手数料、事務機器借上げ料、消耗品、会議費、委託料等 の本事業を行うために必要な経費が補助対象となります。
- 問2 本事業の補助金は、地方交付税不交付団体においても補助されるということでよろしいですか。
- (答) 地方交付税不交付団体においても、補助対象となります。
- 問3 対象者特定や台帳整備のためのシステム改修費は補助対象となりますか。
 - (答)システム改修費は補助対象外となります。
- 問4 検診単価の基準はありますか。
 - (答)検診単価については、現在、各市区町村が行っている検診機関との委託契 約単価が補助対象になると考えています。

ただし、市区町村の保健センターなど直轄で検診を行う場合は、検診単価の内訳を示していただくこととなります。

- 問5 備品購入費は補助対象となりますか。
 - (答)補助対象外となります。
- 問6 地方公共団体職員の人件費は補助対象となりますか。
 - (答)補助対象外となります。
- 問7 任期付任用職員の給与は補助対象となりますか。
 - (答)賃金職員は、補助対象となります。

- 問8 検診を医師会等に委託している場合、委託料も検診費に含まれますか。
 - (答)補助対象経費が算定できるよう、委託内容の詳細がわかる場合は含めて差し支えありません。ただし委託の範囲及び計上できる内容については個別判断するので事前に相談をしてください。
- 問9 本事業は、子宮頸がん検診を対象としているが、医師の判断により子宮体 がんの検診も必要とされた場合は、補助対象とすることは可能ですか。
 - (答)子宮頸がん検診、乳がん検診が補助対象事業となりますので、子宮体がん 検診は補助対象外となります。
- 問10 乳がん検診ではマンモグラフィを実施すべきと認識していますが、離島など検診車の手配等が難しい地域においては、対象者を限定した上で、本土でマンモグラフィ検診を受けられるよう、交通費についても支給した場合、補助対象となりますか。
 - (答) 交通費は補助対象外となります。
- 問11 検診機関への支払方法は、口座への振込となるが、振込手数料は補助対象 となりますか。
 - (答)補助対象となります。
- 問12 検診対象者への償還払いを行う際の振込手数料は補助対象となりますか。
- (答)補助対象となります。
- 問13 市区町村内に居住する外国人に対して、がん検診受診券及び検診手帳を外国語に翻訳した上で送付する場合の翻訳代は補助対象となりますか。
- (答)補助対象となります。
- 問14 クーポン券が届かなかったり、紛失した場合の対応はどうするのですか。
- (答) 再発行をお願いします。再発行についても補助対象となります。

- 問15 当市では、乳がん検診は、40代は2方向、50代以上は1方向でマンモグラフィの検査を実施しています。年代によって医療機関に支払う金額が異なりますが、補助金の申請はどうなりますか。また、各自治体ごとに委託している医療機関に支払う医療衛生委託費は異なります。補助率は10/10ですが、各市区町村ごとの実際の経費が補助されるのですか。
 - (答)予算の範囲内において、契約単価毎に使用したクーポン券の枚数を掛けた 金額を申請し、補助することとしています。
- 問16 市区町村の施策により、がん検診の自己負担が既に無料の場合、本事業に該当しないのですか。
 - (答)補正予算成立後に実施する事業であり、事業の趣旨に添ったものであれば 各市区町村が負担する検診費用も全て補助対象となります。
- 問17 生活保護受給者は市区町村で自己負担金を免除しています。その人は補助の対象となりますか。
 - (答)対象年齢であれば、補助対象となります。
- 問18 以前にがんが発見され、「治療中、経過観察中、手術を受けた場合」でも 無料クーポンが送付された場合、補助対象として検診を受診してよいですか。 また、がんが見つかった部位を含みますか。
- (答)「治療中、経過観察中、手術を受けた場合」でも補助対象として受診ができます。なお、補助対象となるがん種は、子宮頸がんと乳がんに限られます。
- 問19 国保加入者については、国保からの助成により、自己負担額を無料としている場合において、本事業で費用の対象となるのは、国保からの助成を除いたものとなりますか。それとも、国保からの助成の有無にかかわらず自己負担額と市町村負担額となるのですか。
 - (答)健康増進法に基づく、市区町村が行うがん検診において、クーポン券によりがん検診を受診された場合は、補助対象となりますが、他の制度により助成がある場合は、寄附金その他収入として計上してください。

- 問20 妊婦健診での子宮頸がん検診と本事業での子宮頸がん検診では、どちらが 優先されるのですか。
 - (答) クーポン券により子宮頸がん検診を受診された場合は、補助対象となります。ただし、子宮頸がん検診の費用を個別に算定できる場合に限ります。
- 問21 妊婦健診のような、事業開始前に受診した者への費用助成は、事務手続きが煩雑になること、また、少額の自己負担分を振込手数料を使って支払うのは無駄が多いと思いますので、補助金の対象は事業開始以降の受診者にしていただきたい。
 - (答)対象者にクーポン券が届いてからの検診が本事業の対象とすると、各市区町村において、クーポン券の送付時期が異なることから、送付が遅くなる程、対象者の不利益となりますので、クーポン券を送付する前に実施した、市区町村が行うがん検診については、本事業の対象とします。
- 問22 検診機関に指定はありますか。また、人間ドック検診やメインとしての検診ではなく、他の検診を受けて、そのオプションとした場合はどうなりますか。
 - (答)原則として、がん検診実施指針に基づく検診可能な機関で実施してください。

補助対象となるがん検診の費用を個別に算定できる場合、人間ドック検診、 オプション検診などの形態にとらわれず、補助対象となります。

- 問23 乳がん検診として、乳房超音波検査を行った場合の検診費用は、補助対象 となりますか。また、子宮頸がん検診として、HPV検査を行った場合の費 用は、補助対象となりますか。
 - (答) いずれも補助対象外となります。補助対象となる検査方法は、がん検診実施指針に含まれた検査項目により検診を行った場合です。
- 問24 子宮がん検診については、コルポスコープ検査まで費用補助はありますか。 必要であれば全員実施しても補助対象となりますか。
- (答) がん検診実施指針に含まれた検査項目により検診を行った場合については、 補助対象となります。

- 問25 乳がん検診については、視触診のみの場合も費用補助はありますか。超 波検査も補助対象となりますか。
- (答) がん検診実施指針に含まれた検診項目により検診を行った場合については、 補助対象となります。
- 問26 健康増進法の補助金では課税状況によって補助基準額に差があります。 本事業の補助金も対象者の課税状況によって分けることになりますか。
 - (答) 本事業では、対象者の課税状況については考慮しません。
- 問27 本事業による新たな財源(一時立替払いとしての自治体の持ち出し分など) の確保についてはかなり難しいと考えるがどう考えていますか。
- (答)市区町村の検診対象者数を報告してもらい、その人数に応じた金額を各市 区町村に割り当て、申請書を提出していただく予定としています。 また、交付決定後、概算払いが可能となるよう、関係機関と調整していく 予定です。
- 問28 検診手帳の配付について、年齢対象者以外の希望者には配付できないのですか。また、配付した場合は補助金の対象となりますか。(狭い地域の中では不公平感があるため。)
- (答)補助対象となりませんが、検診手帳を対象者以外の希望者に配布すること は差し支えありません。

女性特有のがん検診推進事業のQ&A

[その他]

- 問1 がん検診の対象者については、平成21年3月18日付厚生労働省健康局総務課長通知「市町村がん検診事業の充実強化について」の文書中、「推計対象者数を用いた受診率の算出結果を参考に市町村がん検診の事業評価を適切に行うよう」との記載があるところですが、当市の対象者数は独自の調査方法により算出しておりましたが、今回の厚生労働省からの技術的助言に基づき、この推計対象者数を用いた受診率算出へと変更したいと考えております。しかし、出された推計対象者数は総数のみになっており、5歳刻み年齢別に把握することができないため、このままですと5歳刻み年齢別の受診率を出すことができません。地域保健・健康増進報告でも各がん検診の対象者数を5歳刻み年齢階級別に求めておりますので、ぜひ5歳刻みの推計対象者数を市町村が使用できるようにお願いしたい。
 - (答) 5歳刻み年齢別の「推計対象者数」の算出は予定していませんが、既にお示ししている算出方法を参考に、各市区町村において算出いただいて差し支えありません。既に独自に算出されている自治体もあると聞いています。

なお、「推計対象者数」は、平成20年3月に「がん検診事業の評価に関する委員会」においてとりまとめられた提案に基づき、市町村ごとの比較をするための受診率として算出したものであり、地域保健・健康増進報告において求められている対象者数ではありません。

- (参考)「地域保健・健康増進事業報告作成要領(平成21年度分)」(厚生労働省大臣官房統計情報部)
 - (※厚生労働省システム専用ホームページ「電子申請・届出システム (https://shinsei.mhlw.go.jp/)」に掲載済み。ID、パスワード方法等に ついては、統計情報部保健統計室から、各都道府県・指定都市・中核 市地域保健・健康増進事業報告担当者あて、3月末に連絡済。)

(179頁)

- 問1 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について 報告書」(平成20年3月 がん検診事業の評価に関する委員会)の3.2 (2)①「市町村事業におけるがん検診の対象者について」に示された計算式により算出される対象者数と、本項目における「対象者」とは、どのような関係にあるのか。
- 答 当該報告書に示された計算式により算出される対象者数は、あくまでがん検診の受診率を比較・評価するために行う推計法として提案されたものであり、がん検診台帳等をもとに算出した本項目における対象者とは位置づけが異なるものである。

平成19年度都道府県がん対策予算(実績)

		国庫補助事業												
都道府県名	各都道府県計	Γ	都道府県 拠点病院 左記以外											
HE WEST TO SEE			Г	1/2事業等	10/10事業		1/2事業等	10/10事業		1/2事業等	10/10事業	県単独		
1 北海道	126,690	123,296	90.923	90,923	0	32.373	22,813		0			3,39		
2 青森	36,593	27.188	11,121	10.587	534	11,730	3,016		4,337	3.815		9,40		
3 岩手	34,799	25,961	25,961	25,961	0	11,730	3,010		4,337		322			
4 宮城	141,870	131.165	46.502	46,502	0	81,130	48,441	32,689	3,533	3,533		8,83 10,70		
5 秋田	271,400	133,265	13,665	13,665	0	17.000	70,771		102,600	28,428		138,13		
6 山形	329,957	318,641	31,316	31,316	0	285.565	285,565	17,000	1,760	1,760				
7 福島	73.639	72,466	59,918	59,918	0	8,692	200,000	8.692	3,856	1,700		11,31		
8 茨城	257,573	68,916	68,226	68,226	0	0,032	0	0,092	3,630	690		1,17 188.65		
9 栃木	110,757	73,510	18,065	18,065	0	50,712	0		4,733	976		37,24		
10 群馬	114,703	105,480	57,706	57,706	0	47,774	3.774	44,000	4,733	970				
11 埼玉	24,801	17,021	17,021	17,021	0	77,77	3,774	44,000	0	0	0	9,22 7,78		
12 千葉	222,201	202,926	66,086	66,086	o o	132,064	123,064	9,000	4,776	4,776	0	19,27		
13 東京	798,735	795,287	92,770	92,770	0	658,350	658,350	9,000	44,167	44,167	0	3,44		
14 神奈川	641,215	86,498	85,000	85,000	0	1.050	1,050	0	448	44,107	0	<u>3,44</u> 554,71		
15 新潟	591,255	531,690	55,469	55,469	0	468,651	454,051	14,600	7,570	4,859	2.711	59,56		
18 富山	378,767	342,566	46,253	46,253	0	294.032	279.300	14,732	2,281	2,281	2,/11	36,20		
19 石川	71,037	56,976	31,576	31,576	0	24,400	0	24,400	1,000	1.000	0			
24 福井	77,950	53,367	31,119	31,119	0	17,300	0	17,300	4.948	4,948	0	14,06 24,58		
16 山梨	104,311	52,777	29,000	29,000	Ö	9,000	0	9,000	14,777	2,530	12,247	51,53		
17 長野	916,170	914,688	49,586	49,586	0	865,102	840,000	25,102	0	2,330		1,48		
20 岐阜	97,519	88,652	36,019	36.019	o	43.744	26.744	17,000	8,889	7,389	1,500	8,86		
21 静岡	152,197	120,031	87.424	87,424	0	18,908	9,908	9,000	13,699	13,699	1,500	32,16		
22 愛知	1,171,623	1,163,661	85,412	85,412	0	1.069.285	1,051,285	18.000	8.964	935	8,029	7,96		
23 三重	409,745	406.897	25,020	25,020	0	365,150	339,150	26,000	16,727	6,727	10,000	2,84		
25 滋賀	509,513	504,593	21,065	21,065	0	480,900	480,900	20,000	2.628	2,628	10,000	4,920		
26 京都	360,041	355,041	61,920	61,920	0	289.000	280,000	9.000	4,121	4,121	0	5,000		
27 大阪	491,997	138,224	86,356	86,356	0	48,807	33,078	15,729	3,061	3,061	0	353,77		
28 兵庫	801,124	744,668	66,618	66,618	0	661,717	638,750	22.967	16,333	16,333	0	56,456		
29 奈良	7,630	7,630	7,630	7,630	0	0	0	0	0	10,000	0	30,430		
30 和歌山	32,218	32,218	25,852	25,852	0	4,980	0	4,980	1,386	1,386	0	(
31 鳥取	595,573	588,618	23,560	23,560	0	565,058	560,000	5,058	0	0	0	6,95		
32 島根	871,774	851,089	32,963	32,963	0	793,725	780,754	12,971	24,401	190	24,211	20.685		
33 岡山	679,319	658,528	38,512	38,512	. 0	551.870	534,870	17,000	68.146	2.006	66,140	20,791		
34 広島	206,153	135,039	76,760	76,760	0	49,611	14,506	35,105	8,668	8,668	00,140	71,114		
35 山口	417,915	396,359	37,786	37,786	0	344,321	299,880	44,441	14,252	14,252	0	21,556		
36 徳島	282,669	279,227	18,227	18,227	0	261,000	252,000	9,000	0	0	0	3,442		
37 香川	581,099	555,268	6,676	6,676	0	548,592	540,050	8,542	0	0	0	25,831		
38 愛媛	339,261	337,901	10,000	10,000	0	308,285	282,285	26,000	19,616	15,750	3,866	1,360		
39 高知	44,548	41,221	10,427	10,427	0	17,000	0	17,000	13,794	0	13,794	3,327		
40 福岡	534,954	521,929	34,377	34,377	0	326,423	308,433	17,990	161,129	160.077	1,052	13,025		
41 佐賀	319,985	274,236	23,549	23,549	0	250,687	229,950	20,737	0	0	0	45,749		
42 長崎	376,655	363,352	39,362	39,362	0	323,990	297,990	26,000	0	Ö	0	13,303		
43 熊本	76,401	68,114	39,460	16,747	22,713	26,000	0	26,000	2,654	2,654	0	8,287		
44 大分	300,463	299,067	282	282	0	298,200	298,200	0	585	585	0	1,396		
45 宮崎	19,402	12,133	0	0	0	3,385	0	3,385	8,748	1,590	7,158	7,269		
46 鹿児島	400,961	398,309	17,273	17,273	0	305,300	279,300	26,000	75,736	6,777	68,959	2,652		
47 沖縄	15,646	15,646	15,646	15,646	0	0	0	0	0	0,777	00,000	2,032		
合計	15,420,808	13,491,335	1,855,459	1,832,212	23.247	10,960,863	10,257,457	703,406	675,013	374,148	300.865	1,929,473		

(単位:千円)

	_			都道府県					<u> </u>		独立行政法人		
都道府県名	事業	女性のがん検診	がん検診モデル	マンモ研修	がんネット	機能強化	1	寺別事業	事業	マンモ研修	がんネット	機能強化	リニアック
10担时景名	予算	98,465	55,000	93,930	111,753	1,114,50	00	1,485,000	予算	62,610	111,754	555,000	3,360,
	決定	25,993	534	11,546	7,712	823,04	48	64,957	決定	996	144,372	615,888	4,620,
上海道	33,038	0	0	1,538	0	31,500 (9)	0	18,134	0	9,134	9,000 (1)	
森	5,827	146	534	647	0	4,500 (1)	0	149,699	0	985	8,714 (1)	140,
手	6,971	0	0	0	971	6,000 (2)	0	0	0	0	0	
宮城	19,656	180	0	0	0		4)	. 0	54,528	471	21,368	32,689 (3)	
火田	6,831	0	0	0	0	6,831 (3)	0	17,000	0	0	17,000 (1)	
山形	15,658	0	0	0	0		(5)	0	149,780	0	4,102	5,678 (1)	140
島	25,193	0	0	190	0		(5)	0	8,692	0	0	8,692 (1)	
芡城	34,102	1,626	0	0	5,887		(7)	0	0	0	0	0	
厉木	27,812	508	0	0	0		(6)	0	0	0	0	0	
洋馬	28,753	930	. 0	823	0		(6)	0	45,257	. 0	1,257	44,000 (4)	
奇玉	8,849	1,510	0	0	854		(7)	0	0	0	0	0	
F葉	33,331	1,173	. 0	735	0		(6)	1,090	122,631	. 0	7,634	9,000 (1)	105
京	52,189	3,425	0	0	0	44,526 (1		4,238	249,725	0	0	0	249
奈川	43,500	0	0	0	0	43,500 (1		.0	280,525	525	0	. 0	280
近温	18,812	· 0	0	0	0		(5)	0	178,030	0	29,030	9,000 (1)	14
計	23,125	1,500	0	0	. 0		(6)	0	154,780	0	0	15,130 (2)	13
5/II	13,500	0	0	0	0		(3)	0	24,400	0	0	24,400 (2)	
掛	15,559		0	0	. 0		(3)	0	17,300	. 0	0	17,300 (2)	
梨	14,500		0	′ 0	0		(3)	0	9,000	0	0	9,000 (1)	
野	23,015		0	376	0		(5)	0	293,500	0	0	17,000 (1)	27
阜	18,169		0	1,205	0		(6)	0	30,408	. 0	13,408	17,000 (1)	
岡	43,712		0	1,504	0		(9)	0	13,954	0	4,954	9,000 (1)	
知	42,705		0	0	0		(9)	0	302,138	0	4,138	18,000 (2)	28
重	13,806		0	1,093	0		(3)	4,996	166,000	0	0	26,000 (2)	14
支賀	10,532		0	0	, 0		(3)	0	140,000	0	0	0 000 (1)	14
都	30,960		0	0	0		(6)	0	149,000	0		9,000 (1)	14
阪	38,848		0	0	0		(9)	0	31,928	· 0	16,199	15,729 (2) 24,967 (3)	28
庫	33,309		0	1,390	0		(7)	3,100	304,967	0	0	24,967 (3)	
良	3,815		0	0	0		(1)		4,980	. 0	0	4,980 (1)	
歌山	13,740			0	0		(4)	1,895	285.058	0	0	5,058 (1)	28
取	11,779		0	0	0		(3)	1,642	291,505	0	0	12,971 (2)	27
- 根	17,293			0	0		(4)	1,042	157,000	0	.0	17,000 (1)	14
引山	19,092	1,092		0	0		(7)	17,243	39,835	0	4,835	35,000 (3)	
5島	48,743				0		(4)	17,243	159,789	0	4,835	19,789 (2)	14
<u> </u>	17,434		0	500	0		(2)	0	135,785	<u>`</u>	0	9,000 (1)	12
	9,391	0		. 0	0		(3)	0	257,739	0		7,840 (1)	24
5川	3,116			. 0	0		(5)	0	166,995	0	995	26,000 (2)	14
受媛	5,000		0	150	0		(1)	1,472	17,000	0	0	17,000 (1)	
高知 二	5,213			911	0		(6)	0	324,235	ŏ	26,333	17,990 (2)	27
富岡	16,140						(2)	2,261	130,551	0	20,000	15,576 (2)	11
左賀	12,222			0	0		(4)	2,201	166,000	0	0	26,000 (2)	14
長崎	19,681		0		0		(2)	25,254	26,000	0	0	26,000 (2)	14
[本	31,084						(2)	25,254	140,000	0	0	20,000 (2)	14
分	140			0	0	0		0	3,385	0	0	3,385 (1)	!4
宮崎	0.000			0 484	0		(2)	1,766	165,650	0	0	26,000 (2)	13
建児島	8,860				0		(3)	0	160,600	0	0	20,000, (2)	13
中縄	8,785		<u> </u>		7,712	823,048 2		64,957	5,382,098	996	144,372	615,888 60	4,62
合計	933,790) 25,993 は補助件数である		11,546	1,1 [2]	023,040 2	101	04,807	0,002,000	990]	144,072	010,000 00	7,02



健発第0401015号 平成21年4月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

都道府県がん対策重点推進事業の実施について

「がん対策基本法」に基づき、各都道府県において策定された「都道府県がん対策 推進計画」の目標達成に向けて、今後、重点的に取り組む施策等を着実に推進するた め、都道府県がん対策重点推進事業を実施することとした。

事業の実施については、別紙「都道府県がん対策重点推進事業実施要綱」により平成21年4月1日から行うこととしたので通知する。

都道府県がん対策重点推進事業実施要綱

1 目的

がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、都道府県は、「がん対策基本 法」第11条に基づき、「都道府県がん対策推進計画」(以下「推進計画」とい う。)の策定が義務づけられており、同法第12条から第18条において、がん の予防の推進など必要な施策を講ずるものとされているところである。

本事業は、都道府県が策定した推進計画等に基づき、地域の実情等を反映させた各種施策を着実に実施することにより、がん対策を更に推進することを目的とする。

2 実施主体 都道府県

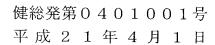
3 事業内容

都道府県が策定した推進計画の各種目標等の実現・達成のために実施する事業 (都道府県が他の機関に委託して実施する場合を含む。)とする。

- (1) がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業
- (2) 医療提供体制等の強化に資する事業
- (3) がん検診実施体制等の強化に資する事業
- (4) 効果的ながん情報の提供に資する事業

4 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が 別に定める「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づき、予算 の範囲内で国庫補助を行うものとする。





各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局総務課長

平成21年度都道府県がん対策重点推進事業に係る 事業実施計画書の提出について(依頼)

標記事業の実施については、平成21年4月1日付け、健発第0401015号厚生労働省健康局長通知「都道府県がん対策重点推進事業の実施について」(以下「健康局長通知」という。)をもって通知したところであり、平成21年度における事業の実施については、健康局長通知の別紙「都道府県がん対策重点推進事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)及び本通知の別添「「平成21年度都道府県がん対策重点推進事業実施計画書」提出等に当たっての留意事項」等に留意の上、別紙様式により事業実施計画書を下記の期限までに提出するようお願いする。

記

- 1 事業実施計画書の提出期限 平成21年4月30日(月)
- 2 補助事業の内示等平成21年6月下旬(予定)

番 号 平成 2 1 年 月 日

厚生労働省健康局総務課長 殿

○○県(都道府)○○部(局)長

平成21年度都道府県がん対策重点推進事業に係る事業実施計画書 の提出について

標記について、別添のとおり関係資料を提出する。

(提出資料)

様式1 平成21年度における「がん対策」に関する都道府県の取組

様式2 平成21年度における「がん対策」に関する具体的な事業一覧」

様式3 平成21年度都道府県がん対策重点推進事業実施計画総括表

様式4 平成21年度都道府県がん対策重点推進事業実施計画書

(別 紙) 平成21年度都道府県がん対策重点推進事業所要額積算内訳書

担 当 所	者 属	先)		
役	職				
氏	名				
電 話	番 号			- () -	
ファック	ス番号			- (· ·) -	

(別添)

「平成21年度都道府県がん対策重点推進事業実施計画書」 提出等に当たっての留意事項

1 対象事業について

○ 本事業の対象となる事業は、地域の実情等を踏まえて策定された都道府県が ん対策推進計画の実現、目標達成に向けて実施する事業(※)であり、事業趣 旨に沿った事業はすべて対象となる。

※については、次のとおり。

(1) がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業 事業趣旨:緩和ケア医療の推進及び医療従事者の質の向上

(2) 医療提供体制等の強化に資する事業

事業趣旨:がん患者に対する療養生活の質の維持向上及び医療水準の向上

(3) がん検診実施体制等の強化に資する事業

事業趣旨:がん検診受診率の向上に向けた取り組み

(4) 効果的ながん情報の提供に資する事業

事業趣旨:情報取得者の視点に立った効果的な情報提供

- また、対象事業については、新規事業、計画策定後から実施している事業、 既に都道府県の単独事業として実施している事業かどうかは問わないが、他の 補助金において補助対象となる事業もしくは補助対象となっている事業につい ては対象外のため、実施計画書の作成・提出に当たっては十分留意すること。
 - 2 「平成21年度都道府県がん対策重点推進事業実施計画書」等の作成
 - (1) 平成21年度における「がん対策」に関する都道府県の取組(様式1)
 - 「平成21年度において、都道府県として「がん対策」をどのように推進していくのか。」については、
 - ① 「課題」欄には、都道府県が抱えている課題、
 - ② 「具体的な対応」欄には、「課題」に対する具体的な対応を記入すること。

(2) 平成21年度における「がん対策」に関する具体的な事業一覧(様式2)

- 「平成21年度における「がん対策」に関する具体的な事業一覧」(様式2)には、各都道府県の平成21年度における「がん対策」全般に関する具体的な事業を記入すること。
- 「国庫補助の有無」欄には、現在、国庫補助を受けている事業である場合に、「[国庫補助事業名](□□省△△局)」と記載すること。
- 〇 「20年度予算額」欄及び「21年度予算額」欄には、補助金等も含め た都道府県予算額を記入すること。
- 「「がん対策」予算合計」欄は、「平成21年度における「がん対策」 に関する都道府県の取組」(様式1)の「「がん対策」予算合計」欄 と一 致すること。
- 「実施主体」欄には、事業を実際に実施する主体を記入するものとし、
 - ① 都道府県が直接実施する場合は、「県(都道府)」
 - ② 都道府県の補助事業である場合は「補助先」、委託事業である場合は 「委託先」

とすること。

(3) 平成21年度都道府県がん対策重点推進事業実施計画総括表 (様式3)

- 当該事業においては、「都道府県がん対策重点推進事業」として必要な 国庫補助額を算出することとしていることから、様式3の「事業内訳」に おける各事業の所要額を積み上げた額に対して、補助率(1/2)を乗じ た額が「補助額」欄に記載されるので留意すること。
- 「事業内訳」に記載される「所要額」については、様式4の「所要額」 と一致すること。
- 「事業内訳」の各事業への国庫補助金充当割合については、各都道府県 で調整・決定して構わない。

(4) 平成21年度都道府県がん対策重点推進事業実施計画書(様式4)

- 実施計画書は、事業ごとに別葉にて作成すること。
- 「事業実施目的」欄、「事業の必要性」及び「事業の実施により期待される効果」欄には、できる限り客観的なデータ等を示して説明すること。
- 「事業内容」欄には、実施主体、客体、事業の実施方法等、事業の内容 がわかるように具体的に記入すること。

- (5) 平成21年度都道府県がん対策重点推進事業所要額積算内訳書 (別紙)
 - 当該資料は、各事業について作成する様式4にそれぞれ添付すること。
 - 各事業の所要額については、対象経費に掲げる費目の範囲において、事業の実施に必要と考えられる全ての経費について計上すること。

また、「所要額積算内訳」欄は、事業実施計画書に沿って所要額の積算を行うとともに、員数・単価の根拠を記入すること。

「所要額積算内訳」欄は、円単位で算出するものとし、「対象経費合計」欄は、千円未満を切り捨て、千円単位とすること。

- 「事業内訳」の事業において、次の事項に該当する事業については、原 則として、他の事業を採択しても、なお、予算に残額が生じている場合に 採択するものとする。
 - ① 1事業につき、事業費が500万円未満の事業。
 - ② 事業の全部又はほとんどが備品購入費(リース料含む。)である事業。
- コンピュータ等の高額機器が必要な場合には、リース等の賃貸借契約による調達を想定しているが、購入契約による調達の方が予算執行上利点が生じる場合には、その旨が分かる資料を添付すること。
- 参考となる資料があれば、適宜、添付すること。

3 提出期限の厳守

○ <u>平成21年4月30日(木)</u>を提出期限とするので、期限までに、健康局総務課がん対策推進室に持参又は郵送(必着)すること。

平成21年度における「がん対策」に関する都道府県の取組

都道府県名

平成21年度において、都道府県として、「がん対策」をどのように推進していくのか。

対	策	名	課	題	具	体	的	な	対	応	21年度予算額 上段()に 20年度予算額
(1)放射 並び! 等のi	対線療法及び化: ここれらを専門 育成	学療法の推進的に行う医師									千円
(2)治療の実施	東の初期段階か 施	らの緩和ケア					·				
① 7 ?	台療の初期段階 及び専門的な緩	からの緩和ケ 和ケアの推進			-						
2 1	生宅療養・緩和	ケアの充実	·								
(3) がん	ん登録の推進					·					
					: 				,		

-47.1-

対	策	名	課	題	具体	的な対	対 応	21年度予算額 上段()に 20年度予算額
(4)がん予	防・早期発見	見の推進						千円
① がん	の予防							
② がん	の早期発見							
	•							
(5)がん医 情報提供	 ≣療に関するホ ŧ	目談支援及び						
		·						
(6) がん医	医療水準均てん	ん化の促進						
(7) がんに	 :関する研究 <i>0</i>	り推進						
		- 1					 	千円
「がん対策」	予算合計(樹	様式2の「がん対 策	5」予算合計と一致	すること)			-	

-128-

平成21年度における「がん対策」に関する具体的な事業一覧

都道府県名	·
<u>都退肘県名</u>	

(1) 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成

事	業	名	事	業	内	容	国庫補助の有無	20年度予算額	21年度予算額	実施主体
								千円	千円	
		·								

(2) 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

事	業	名	事	業	内	容	国庫補助の有無	20年度予算額	21年度予算額	実施主	—
								千円	千円		
									, .	•	

(3) がん登録の推進

事	業	名	事	業	内	容	国庫補助の有無	20年度予算額	21年度予算額	実施主体
								千円	千円	
						,				

(4) がん予防・早期発見の推進

事	業	名	事	業	内	容	国庫補助の有無	20年度予算額	21年度予算額	実 施 主 体
								千円	千円	
								·		

(5) がん医療に関する相談支援及び情報提供

事	業	名	事	業	内	容	国庫補助の有無	20年度予算額	21年度予算額	実 施 主 体
								千円	千円	

(6) がん医療水準均てん化の促進

事	業	名	事	業	内	容	国庫補助の有無	20年度予算額	21年度予算額	実 施	主体
						·		千円	千円		
						·					

(7) がんに関する研究の推進

事	業	名	事	業	内	容	国庫補助の有無	20年度予算額	21年度予算額	実 施 主 体
								千円	千円	
									•	

(8) その他

事	業	名	事	業	内	容	国庫補助の有無	20年度予算額	21年度予算額	実 施	主体
「が、	ん対策」予算	算合計	(様式1	の「がん対策」予	算合計と一致で	すること)		千円	千円		

-130-

(様式3)

平成21年度都道府県がん対策重点推進事業実施計画総括表

都道府県名

		事	業名		·	施策	の概要		補助額(千円)
都道	直府県が	ん対策	5重点拍	進事業					
事:	業内訳								
分類 番号		事	業	名	事	業	概	要	所要額
									-
·									`
									·
								·	
				所要額合	計		-		

(様式4)

平成21年度都道府県がん対策重点推進事業実施計画書

都道府県名

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
事業名	分類
7 x u	番号
所 要 額	千円 (積算内訳は別紙)
事業実施予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (平成21年度における実施期間)
事業実施目的	
事業の必要性	
事業内容	
事業の実施により 期待される効果	

^{※「}事業名」及び「所要額」は、様式3の「事業名」及び「所要額」と一致すること。

(別紙)

平成21年度都道府県がん対策重点推進事業所要額積算内訳書

対 象 経 費	所	要	額	積	算	内	訳
(1)がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業							,
報給職共賃報旅需役備委使負							
※次の3事業については、各都道府県が実施する事業名により記載すること。 その際の対象経費は、上記緩和ケア研修と同様とする。							
(2) 医療提供体制等の強化に資する事業 (3) がん検診実施体制の強化に資する事業 (4) 効果的ながん情報の提供に資する事業							
対象経費合計						Ť	円

^{※「}対象経費合計」は、様式4の「所要額」と一致すること。

平成21年度における「がん対策」に関する都道府県の取組

都道府県名	◇◇県	

平成21年度において、都道府県として、「がん対策」をどのように推進していくのか。

対	策	名	課	題	具体	的	な	対	応	21年度予算額 上段 ()に 20年度予算額
(1)放射線 並びにこ 等の育成	療法及び化物 れらを専門的	学療法の推進 的に行う医師	00000			•		,		千円 (10, 000) 15, 000
(2)治療の の実施	初期段階かり	らの緩和ケア	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					· .		(5,000)
① 治療ア及び	の初期段階7 専門的な緩	からの緩和ケ 和ケアの推進	00000		××××					(5, 000) 20, 000
② 在宅	療養・緩和	ケアの充実							* -	
(3)がん登	録の推進						· · · · · ·			

-134-

対	策	名	課	題	具	体	的	な	対	応	21年度予算8 上段()[20年度予算額
	ら防・早期発見 Jの予防	見の推進					. 14				千円
② がん	 の早期発見							- -			
(5)がん छ 情報提供	≣療に関する村 も	目談支援及び					- 140 17		, , , , , ,		
(6)がん医	療水準均でん	心化の促進					·				
(7)がんに	.関する研究 <i>の</i>)推進									
「がん対策」	予算合計(様	式2の「がん対策	5」予算合計と一致する	Sこと)							千円 (15, 000) 35, 000

(様式2)

平成21年度における「がん対策」に関する具体的な事業一覧

都道府県名 ◇◇県

(1) 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成

事	業	名	事	業	内	容	国庫補助の有無	20年度予算額	21年度予算額	実施主体
口口事	*		××××				●●事業 (厚生労働省健康局)	千円 10,000	千円 15, 000	県

(2) 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

事	業	名	事	業	内	容	国庫補助の有無	20年度予算額	21年度予算額	実施主体
♦♦¥	助事業		0000				無	千円 5,000	千円 20,000	△△病院

(3) がん登録の推進

事	業	名	事	業	内	容	国庫補助の有無	20年度予算額	21年度予算額	実施主信	体
								千円	千円		
											5

(4) がん予防・早期発見の推進

事	業	名	事	業	内	容	国庫補助の有無	20年度予算額	21年度予算額	実 施	主	体
								千円	千円			
										,		

(5) がん医療に関する相談支援及び情報提供

事	業	名	事	業	内	容	国庫補助の有無	20年度予算額	21年度予算額	実 施 主 体
								千円	千円	

(6) がん医療水準均てん化の促進

事	業	名	事	業	内	容	国庫補助の有無	20年度予算額	21年度予算額	実施主体
					•			千円	千円	
			-	:		v.				

(7) がんに関する研究の推進

事	業	名	事	業	内	容	国庫補助の有無	20年度予算額	21年度予算額	実施主体
								千円	千円	

(8) その他

事	業	名	事	業	内	容	国庫補助の有無	20年度予算額	21年度予算額	実 施	主体
		: :									
「がん	対策」予	算合計	(様式 1	の「がん対策」予	算合計と一致す	ること)	• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	千円 15,000	千円 35, 000	-	

(様式3)

平成21年度都道府県がん対策重点推進事業実施計画総括表

都道府県名 ◇◇県

	事業名		施策(補助額(千円)				
都道	[府県がん対策重点推進事業	(事業内推進する	訳の	15,000				
事	業内訳	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
分類番号	事 業 名	事	業	概	要	所	要額	
(1)	がん診療に携わる医師に対する 緩和ケア研修事業	× × × ×					10,000	
(2)	〇〇県拠点病院強化事業	0000					20,000	
		N.					· .	
	所要額合						30,000	

(様式4)

平成21年度都道府県がん対策重点推進事業実施計画書

都道府県名 ◇◇県

事	業名	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業 (1)番号
所	要額	10,00千円 (積算内訳は別紙)
事業実加	西予定期間	平成××年××月××日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (平成21年度における実施期間)
事業実	!施目的	
事業の	必 要 性	
事業	内容	
	実施により れる効果	

^{※「}事業名」及び「所要額」は、様式3の「事業名」及び「所要額」と一致すること。

(別紙)

平成21年度都道府県がん対策重点推進事業所要額積算内訳書

		Ż	寸		象		経		費				所				要	<u> </u>			彮	Į			積			算	·			内			訳	
18	5	医	師	10		-			携和人											r							-			10), 0	000	, 0	00	PI	
	j	報旅	金償費用	費		U	で賃	借	料			講講	修師師修	謝旅	金費		賃	金	Ž			0	人人人回			(@ x @ x @ x @ x	× ×	円円				Δ Δ Δ	Δ I Δ I	円 円	
) 事_			県	拠	点	病院	完																				20), 0	00	, 0	001	"]	
	j	依 肖		品品	· 費料/	\ /					1	A B A B	象 + 内	В		^	<i>م</i>	補	助	ħ		0	施	設			<u>△</u>	Δ Δ Δ	円円円円	1	積	み	上:	がこ	るこ	٤.
場	1	合	は		٢	委	託	料	業 <i>の</i> 」 た	ĩ			Α :						됚	費品に	費	用	紙		O.				円円		Δ Δ					
別か	1 名	圣ビ東	費う経	がか	「を	対見	象る	経た	費」めする				В	病	院			숲	頛	· 日 日 日	費		€1T		0,		@	· ×	円円		Δ Δ	円			•	
		_	o								>	※	ን መ <u>1</u>	補負	助担	先 額	にを	負差	担	額	゙ゕ゙	用生た	<u>ٿ</u>	る ネ	〇 補 挿 作	助用		で	円あと	る	△ 場		= 	よ、	そ	
		— 対	多	ŧ	経	費	· -	1	 		-									-						-,-					3(0, (000)千	円	

^{※「}対象経費合計」は、様式4の「所要額」と一致すること。



健発第0518002号 平成21年5月18日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

厚生労働省健康局長

平成21年度がん検診受診促進企業連携事業の実施について

平成19年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」において、がん対策を総合的かつ計画的に推進していく上で、必要な各分野毎の目標が掲げられ、その中でも、がんの早期発見の分野においては、がん検診の受診率を50%以上とする、非常に高い数値目標が掲げられているところである。

このため、地方公共団体と企業との連携によるがん検診の効果的な受診促進の取組、住民が集中する場所におけるがん検診の効果的な受診促進の取組及び特定健康診査と一体となったがん検診の受診促進の取組等を検証する上で必要な検証事例の収集等を行うために、がん検診受診促進企業連携事業を実施することとし、事業の実施に当たっては、別紙「がん検診受診促進企業連携事業実施要綱」により行うこととしたので通知する。

貴職におかれては、本事業を積極的に活用するとともに、貴管内市区町村に周知 方願いたい。

なお、本通知は、平成21年4月1日から適用する。

平成21年度がん検診受診促進企業連携事業実施要綱

1. 目的

がんは我が国の死因の第1位となっており、がんによる死亡者を減少させる ためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて 重要であるため、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんのがん検診受 診率を飛躍的に向上させるための対策を進める必要がある。

本事業は、地域の特性に応じた効果的な普及啓発を進めるため、住民に接する機会を持つ企業等と連携した取組、住民が集中する地域・場所・施設等を活用した取組、国民健康保険をはじめとする保険者が実施する特定健康診査と連携した取組等を行うことにより、住民のがん検診受診への行動を効果的に誘発し、もって当該地域住民のがん死亡率の減少を図ることを目的とする。

2. 委託先

都道府県、市区町村(以下「都道府県等」という。)

3. 事業の内容・

本事業を受託した都道府県等は、地域特性や活用可能な社会資源の状況等を踏まえ、地域の実情に応じて、以下(1)から(3)までの事業のうちから1つ又は複数を選んで実施することとする。

なお、下記に定める事業のほか、それぞれの地域の特性に応じて、本事業の目的に沿った効果的な取り組みを実施する場合には、あらかじめ厚生労働省と協議するものとする。

(1)企業との連携による受診促進事業

地域の特性に応じて、顧客応対窓口等で住民に接する機会を持つと伴に、 地域住民を多数雇用しているなど、高い普及啓発効果が見込まれる企業等と 連携して、がんに関する正しい知識及び検診の必要性についての情報提供等 を実施する。

(2) エリア集中型受診促進事業

地域の特性に応じて、住民が集中する繁華街・レジャー施設・ショッピングセンター等において、性別、年齢、嗜好品、がんに関する認知度等を考慮に入れて、がんに関する正しい知識、がん検診の必要性及び受診の予約方法等の情報提供等を地域住民に対して実施する。

(3) 特定健診との連携による受診促進事業

国民健康保険、被用者保険の加入者又は被扶養者である地域住民に対して、 特定健康診査とがん検診の同時実施に向けた取り組みを行ったり、がん検診 の受診場所や日時及び受診の必要性等の情報を特定健康診査の受診券と同封 したりするなど、特定健診と一体となった受診の促進の取り組みを実施する。

4. 事業の実施

- (1) 企画・評価委員会の設置及び運営等
 - ① 本事業を受託する都道府県等においては、実施する事業内容に応じて、 学識経験者や一般住民、がん対策の推進に賛同する企業、都道府県(郡市区) 医師会等の各種関係団体、各種公的団体、NPO等の市民団体等を構成員と して、本事業の企画・評価を行うための委員会(以下「企画・評価委員会」 という。)を設置するものとする。(なお、地域・職域連携推進協議会などの 既存の委員会との合同開催を妨げるものではない。)
 - ② 本事業の企画・運営・評価等に際しては、検診対象者が以下の基本原則 を踏まえた受診勧奨を受けられるようにすることを目標とする。
 - ア 自分が将来がんにかかるかも知れないという事を認知し、がん検診の 指針の間隔どおりに定期的に検診を受診することをライフスタイルに組 み込むことにより、自分自身の健康管理ができること
 - イ 必要なときに、がん検診をはじめとしたがんに関する正しい情報を的 確に得ることができること
 - ウ 生活や仕事等が考慮されるなど、受診者の視点に立った利便性の高い がん検診を受けることができること
 - エ 質の高い精度管理がなされたがん検診を受けることができること
 - ③ 企画・評価委員会での討議を通じて、②の基本原則を踏まえた事業の内容の決定及び実施した事業の評価を行うこととする。特に実施した事業の評価については、企画・評価委員会において必ず行うものとする。
 - ④ 企画・評価委員会の運営に当たっては、必要に応じて厚生労働省と協議することとする。
- (2) 必要な調査の実施

受託した都道府県等が本事業を実施するに当たって、本事業に関連して地域の実情を把握する必要がある場合には、本事業の一環として必要な調査を行うことができるものとする。

(3) 受診希望者への対応

受託した都道府県等は、本事業によりがん検診の重要性を認知・理解し、 行動に移そうとする住民が、がん検診を円滑に受診できるよう、実施時期及 び場所等をインターネットホームページ、相談窓口等で案内を行うとともに、 市区町村、検診団体・機関との連携により、がん検診希望者の受入体制を十 分に確保しながら事業を実施することとする。

(4) 関係団体等との連携

受託した都道府県等は、実施する事業内容に応じて企業、各種関係団体、 各種公的団体、NPO等の支援団体等と幅広く連携を図りながら事業を実施 することとする。

5. 実施計画の提出

本事業を受託しようとする都道府県等は、がん検診受診促進企業連携等事業の実施計画を厚生労働省へ提出し、承認を受けなければならない。

また、都道府県等が本事業の実施につき再委託を行う場合には、あらかじめ 実施計画に、再委託の必要性、再委託先の名称及び住所、再委託を行う業務の 範囲並びに契約金額について記載するものとする。

6. 報告書

本事業を受託した都道府県等は、本事業の実施後、事業評価及び経理報告を含む本事業の結果について報告書を作成し、厚生労働省健康局総務課がん対策推進室長あて送付すること。



健総発第0518001号 平成21年5月18日

都 道 府 県 指 定 都 市 中 核 市

厚生労働省健康局総務課長

平成21年度がん検診受診促進企業連携事業の実施計画書の提出について

標記については、平成21年5月18日付健発第0518002号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成21年度がん検診受診促進企業連携事業実施要綱」により実施することとしたところである。

平成21年度において、本事業の受託を希望する都道府県、市区町村にあっては、 別紙様式により、下記のとおり、提出するようお願いする。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市区町村に周知方願いたい。

記

- 1 実施計画書の提出期限平成21年6月17日(水)
- 2 実施計画書の提出先

〒 100 - 8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局総務課がん対策推進室がん予防係

TEL: 03 - 3595 - 2185 (島田、冨田)

 番
 号

 平成
 年
 月

 日

厚生労働省健康局総務課長 殿

○○○○衛生主管部(局)長

平成21年度がん検診受診促進企業連携事業に係る 実施計画書の提出について

標記について、次のとおり関係書類を添えて提出する。

- 1 実施計画書(別紙1)
- 2 委託費所要額調書(別紙2)
- 3 支出予定額内訳書(別紙3)
- 4 添付書類

実施計画書

- 1 事業の概要
- 2 事業の方法
- 3 実施期間
- 4 再委託の必要性等(※再委託を行う場合)
- (1) 再委託先の名称及び住所
- (2)業務範囲
- (3) 契約金額
- (4) 必要性

委 託 費 所 要 額 調 書

実施項目	支出予定額(A)	契約予定額(B)	委託費所要額(C)					
	円	. 円	円					
		V.						
·								
·								
			ž					
			,					
			(
合 計								

- (注) 1 A欄は、委託契約に係る消費税額を含んだ額を記入すること。
 - 2 C欄は、A欄とB欄とを比較して少ない方の額を記入すること。

支出予定額內訳書

経費区分	支出予定額	概算内訳
謝金	円	
旅費		
 借料 		·
会議費		
印刷製本費		
通信運搬費		
賃金		
消耗品費		
雑役務費		
委託費		
	*	
合 計		

(注)本事業を実施するために、臨時に雇用した者を除いては、事業を受託 した地方公共団体の職員である者の給与は対象外とする。 別紙2の実施項目ごとに別葉とすること。



健発第0331037号平成20年 3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、平成18年9月7日健発第0907001号本職通知「がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施について」の別紙「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」(以下「実施要綱」という)により行われているところであるが、別添の新旧対照表のとおり、実施要綱の一部を改正することとしたので通知する。

貴職におかれては、本事業を活用し、積極的な取組が図られるよう、貴管内のがん 診療連携拠点病院に対する周知をお願いする。

なお、本通知は、平成20年4月1日から適用する。

がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱

1 目的

本事業は、「がん診療連携拠点病院の整備について」(平成20年3月1日健発第03 01001号健康局長通知)の別添「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」(以下「整備指針」という。)に基づき厚生労働大臣が指定した医療機関(以下「がん診療連携拠点病院」という。)において、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立することを目的とする。

2 実施主体

がん診療連携拠点病院

3 事業の内容

(1) がん医療従事者研修事業

がんの化学療法や放射線療法の専門医の不足が指摘されており、また、チーム医療による対応の必要性が増していることから、がん診療連携拠点病院において、主にがんの化学療法や放射線療法の専門的な医師やがん医療を支えるコメディカルスタッフを養成するための効果的かつ効率的な研修を行う。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

- (ア) 地域がん診療連携拠点病院等のがん医療の中心となる医師を対象とした 化学療法、放射線療法等に関する研修
- (イ) 地域がん診療連携拠点病院等のコメディカルスタッフ (診療放射線技師、臨床検査技師、がん登録実務者等) を対象としたがんの専門知識・技術の修得のための研修
- (ウ) 院内外の講師による公開カンファレンス

イ 地域がん診療連携拠点病院

- (ア) 地域のかかりつけ医等を対象としたがんの早期診断、緩和ケア等に関する研修
- (イ) 地域の医療機関のコメディカルスタッフ (診療放射線技師、臨床検査技 師等) を対象としたがんの専門知識・技術の修得のための研修
- (ウ) 院内外の講師による公開カンファレンス

(2) がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

がん診療連携拠点病院間の密接な連携を図るとともに、地域におけるがん医療情報の収集、診療支援医師の派遣、研修計画の調整等を行うため、都道府県がん診療連携拠点病院に「都道府県がん診療連携協議会」を設置する。

また、各医療機関の要請に応じて、がんの専門医を派遣するなどの診療支援を行うとともに、研修に参加しやすい環境を整備するため、専門医等の養成研修期間中の代診医等を確保する。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

- (ア) 全国がん診療連携拠点病院連絡協議会への出席
- (イ) 都道府県がん診療連携協議会の設置・運営
- (ウ) 地域がん診療連携拠点病院等に対する医師の派遣等による診療支援
- (エ) 国立がんセンター等において実施されるがん医療指導者養成研修等への 所属職員の派遣
- (オ)上記(エ)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用

イ 地域がん診療連携拠点病院

- (ア) 都道府県がん診療連携協議会への出席
- (イ) 地域の医療機関に対する共同診療計画の作成等による支援
- (ウ) 都道府県がん診療連携拠点病院等において実施されるがん医療従事者研修等への所属職員の派遣
- (エ)上記(ウ)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用

(3) 院内がん登録促進事業

地域や全国レベルでの正確ながんの罹患率等を把握するため、がん診療連携拠点病院において、標準登録様式(がん診療連携拠点病院で実施する院内がん登録における必須項目の標準登録様式について(平成18年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長通知))に基づく院内がん登録(がん患者の診断・治療内容等のデータ登録)を実施する。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

- (ア)院内がん登録の実施(登録データの集計・分析を含む。)
- (イ) 精度の高いがん登録を実施するための、都道府県内におけるがん診療連 携拠点病院等に対する精度管理指導等の実施
- イ 地域がん診療連携拠点病院 院内がん登録の実施(登録データの集計・分析を含む。)

(4) がん相談支援事業

院内外のがん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、相談支

援センターにおいて、電話、面談等による、がん患者の療養上の相談、地域の 医療機関やセカンドオピニオン医師の紹介等を実施する。また、地域の医療機 関等からの相談等に対応する。

(5) 普及啓発・情報提供事業

がん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、がんに関する各種情報の収集・提供及び小冊子やリーフレット等の作成・配布を行う。

4 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が 別に定める「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づき、予算 の範囲内で国庫補助を行うものとする。



健総発第0331003号平成21年 3月31日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局総務課長

平成21年度がん診療連携拠点病院機能強化事業 に係る実施計画書等の提出について

標記事業については、平成18年9月7日健発第0907001号厚生労働省健康局長通知(一部改正:平成20年3月31日健発第0331037号厚生労働省健康局長通知)の別紙「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」により実施することとしたところであり、当該実施要綱の4に定める平成21年度における国庫補助金の交付に関し、交付要綱に基づき基準額を定める必要があるため、別紙様式1により当該実施要綱に掲げる事業に係る実施計画書等の提出をお願いする。

なお、貴管内の独立行政法人及び国立大学法人が設置主体であるがん診療連携拠点病院については、別紙様式2及び別紙様式3により、実施計画書等を独立行政法人等から直接、厚生労働省健康局総務課がん対策推進室あて提出するよう、貴職より周知願いたい。

記

- 1. 実施計画書等の提出期限 平成21年4月30日(月)
- 2 実施計画書等の提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省健康局総務課がん対策推進室がん予防係 TEL:03-3595-2185 (西塔・伊藤)

3. 補助事業の内示時期 平成21年6月下旬(予定)

都道府県名	:	()
-------	---	---	---

1. がん診療連携拠点病院機能強化事業所要額内訳 (総括表)

(単位・四)

r		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				····			(単位:円)
		総事業費	収入予定額 (実費徴収額、 寄付その他の収入 予定額を含む)		対 象 経 費 の 支 出 予 定 額		選 定 額 ((C), (D), (E)のいずれか 少ない額)	いずれか	((G)×1∕2)
		(A)	ア足額を含む) (B)	(c)	(D)	(E)	少 な い 額) (F)	(G)	(H)
•	〇〇病院								
都道府県立病院	△△センター						·		
	小計								
	口口病院								
上記以外の病院	◇今病院					-			
•	小計								
	슘 計								

都道府県立病院とそれ以外の病院に分けてがん診療連携機能強化事業に係る所要額等を記載すること。 (H)欄に千円未満の端数が生じたときは切り捨てること。 独立行政法人及び国立大学法人が設置主体であるがん診療連携拠点病院については記載しないこと。 各がん診療連携拠点病院ごとに算出すること。

2	がん診療連進	伽占病院機能改	比事業実施計画書
Z	ル'心砂原建物	观点加加克姆用: 强T	七妻未失他前問書

				医療機関名(.)
(拠点病院に指定された時期	(平	成	年	月)
	療従事者研修事業 T							
実施期間	対象者 (職種等)	人数	研修内容	(具体的に記載すること)	備	考	実	施状況
						-		
(2)がん診療	寮連携拠点病院ネッ	トワーク事業						
① 都道府県	具がん診療連携協 請	養会						
開催回数		開催内容(具体	的に記載す	ること)	備	 考	実	 施状況
					P1.3			10 0 000
	PPI.							
② 研修参加	ロ期間中の代診医等 の対象	 の雇用					<u>: </u>	
研修派证	遣医療機関	研修派遣	期間	代診医等雇用期間	備	考	実	施状況
	•							
③ 医師の派	派遣による診療支援	1					l	
派遣	医療機関	派遣期間	<u>.</u>	診療支援の内容	備	考	実	——— 施状況
	V							
(3)院内がん)登録促進事業							
	事業内容	(具体的に記載	はすること)		備	考	実力	施状況
		,						v
(4)がん相談								
	事業内容	(具体的に記載	はすること)		備	考	実施	拖状況
(E) ₩TLR+X	· 特扣相从专业							
(5) 音及啓発	*情報提供事業	/目/	7 - 1 \					
	争耒 内 谷	(具体的に記載	(9 のこと)		備	考	実カ	包状況
(注) 1 「実	施状況 欄には、							

- - ① 当該補助金を活用して実施するもの ② 自己財源等により実施するもの(資金の支出の有無は問わない) ③ 実施しないもの(実施しない理由を簡潔に記載) から該当する数字を記入すること。

2 医療機関ごとに別様とし、各事業の参考となる資料があれば添付すること。 -157-

3. がん診療連携拠点病院機能強化事業費支出予定額内訳

医療機関名(

(単位:円)

経費区分	支	出	予	定 額			積 算	内訳		
(がん医療従事者研修事業)										
報酬					講師	O人×	O円×OI	3 =	OOO円	
0000										
•										
. •										
がん診療連携拠点病院ネットワーク事業) .	-				•				
①都道府県がん診療連携協議会 需用費										
消耗品費						·				
0000								-		
役務費										
0000								1		
•			•		1					
•							,	-		
•						*				
· ·										
	:	,								
計										

- (注) 1. 「経費区分」欄は、別添「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」改正案(抜粋)」 の「【改正後】」の「4 対象経費」以外は記載しないこと。
 - 2. 事業区分ごとに支出予定額及び積算内訳を記載すること。
 - 3. 医療機関ごとに別葉とし、その合計額を別紙様式1の1の「対象経費の支出予定額(D)」欄に記載すること。

医療機関名	•		1
	•	1	/

1. がん診療連携拠点病院機能強化事業所要額内訳 (総括表)

(単位:円)

総	事	業	費	収	入	予	定	額	差	31	額	対 の 予	象	—— 経 支 定		選	定	額
							寄付で 質を含			((A)-(B))						((C), 少ない	(D)のい _{頁)}	ずれか
	()	۹)				(B)	•••			(C)			(D) .			(E)	
															,			

2	がん診療連携拠	占病院機能強	化事業実施計画書
Z	ル・ハリログ7兄 レモコア・1人*・	7P4 P71, 3P2 HP, 193	16 平未天心。11 图 8

				医病機胆丸 (`
				<u>医療機関名(</u> 拠点病院に指定された時期	(平	 成	年 /	_ノ 月)
(1)がん医療	療従事者研修事業			JAM MYNUSIAC C 4012円 701				
実施期間	対象者(職種等)	人数	研修内容	(具体的に記載すること)	備	考	実施も	 犬況
			·					
	東連携拠点病院ネッ 景連携拠点病院ネッ							
開催回数		開催内容(具体	的に記載す	ること)	備	考	実施	 犬沢
② 研修参加	n期間中の代診医等	等の雇用						
研修派	遣医療機関	研修派遣	期間	代診医等雇用期間	備	考	実施	犬沢
i			-					
	派遣による診療支持	1	Τ					b >F
派遣	医療機関	派遣期間		診療支援の内容	備	考	実施	大为
(3) 院内が/	ん登録促進事業		,					
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		すること)		備	考	実施	 犬沢
			. '					
1								
(4) がん相詞	 							
	事業内容	ド(具体的に記載	はすること)		備	考	実施	犬沂
					•			
(5)普及啓勢	発・情報提供事業							
	事業内容	ド(具体的に記載	女すること)		備	考	実施	犬沂
į				•				
To the							····	
(注) 1 [3	実施状況」欄には、							

- ① 当該補助金を活用して実施するもの ② 自己財源等により実施するもの(資金の支出の有無は問わない) ③ 実施しないもの(実施しない理由を簡潔に記載) から該当する数字を記入すること。
- 2 医療機関ごとに別様とし、各事業の参考となる資料があれば添付すること。

3. がん診療連携拠点病院機能強化事業費支出予定額内訳

医療機関名 ()

(単位:円)

経費区分	支出予定額	積 算 内 訳
(がん医療従事者研修事業)		
報酬		講師 O人×O円×O日 = OOO円
0000		
•		
•		
 (がん診療連携拠点病院ネットワーク事業)		
①都道府県がん診療連携協議会		
需用費		
消耗品費		
0000		
役務費	·	
0000		
•		
	·	
計		

- (注) 1. 「経費区分」欄は、別添「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」改正案(抜粋)」の「【改正後】」の「4 対象経費」以外は記載しないこと。
 - 2. 事業区分ごとに支出予定額及び積算内訳を記載すること。
 - 3. 合計額を別紙様式2の1の「対象経費の支出予定額(D)」欄に記入すること。



健総発第0318001号 平成21年 3月18日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局総務課長

市町村がん検診事業の充実強化について

健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2の規定に基づく健康増進事業として、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において実施されているがん検診(以下「市町村がん検診」という。)については、がん対策推進基本計画(平成19年6月閣議決定。以下「基本計画」という。)において、がんの早期発見の重要性の観点から、がん検診の受診率を5年以内に50%以上とするとともに、すべての市町村において、精度管理・事業評価が実施されるとともに、科学的根拠に基づくがん検診が実施されることが目標とされているところである。

今般、平成19年6月から開催された「がん検診事業の評価に関する委員会」において 取りまとめられた報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」 (平成20年3月)において提案された、複数の市町村のがん検診受診率を同一基準で比 較・評価するため用いる対象者数の統一的な考え方を参考として、別紙の通り「推計対象 者数」の算出をおこなうとともに、「推計対象者数」を用いた平成18年度のがん検診受 診率を、全市町村について算出したところである。

貴職におかれては、上記の算出結果を参考として、市町村がん検診の精度管理・事業評価を適切に行うよう、管内市町村に対する指導・助言方よろしくお願いする。

また、市町村がん検診については、基本計画等を踏まえ、平成21年度より地方交付税 措置を拡充することとしており、貴職におかれては、都道府県がん対策推進計画に掲げる がん検診受診率の目標の達成に向け、当該財源の積極的な活用等による市町村がん検診事 業の規模拡大について、管内市町村に対する指導方よろしくお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定 に基づく技術的助言であることを申し添える。

市町村におけるがん検診の受診率の算出について

背景について

市町村が実施するがん検診(以下「市町村がん検診」)の受診状況等については、「地域保健・老人保健事業報告」(平成20年度から「地域保健・健康増進事業報告」)により毎年公表されている。

一方で、がん検診受診率の分母となる「対象者数」について、各市区町村がそれぞれ 独自の考え方により設定しており、このため、複数の市町村のがん検診受診率を同一基 準で比較・評価することができなかった。

このため、厚生労働省に設置された「がん検診事業の評価に関する委員会」において 専門家による検討を行い、市町村がん検診の受診率を比較・評価するために用いる「対 象者数」の統一的な考え方が、同委員会報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評 価の在り方について」(平成20年3月)において提案された。

今回の算出について

この度、同報告書の提案を踏まえ、以下の方法により「推計対象者数」の算出をおこなうとともに、「推計対象者数」を用いた平成18年度のがん検診受診率を、全市町村について算出したところである。

平成19年度以降のがん検診受診率についても、引き続き同様の算出を行っていくこととする。

○ 受診率の分母は、上記報告書において提案された考え方を参考として、以下の方法 により算出した。各係数には、「平成17年国勢調査」において報告された人数を用 いた。

40歳以上(子宮がん検診は20歳以上)・男女ごとに、以下の計算式で 算出した人数を「推計対象者数」とする。

各係数は直近の国勢調査において報告された人数を用いる。



- 受診率の分子は、「平成18年度地域保健・老人保健事業報告」において報告され た各種がん検診の受診者数とした。
- 算出結果は、国立がんセンターがん情報サービス(http://ganjoho.jp/)からダウンロード可能。

| トップ | → | 統計 | → | 集計表のダウンロード | → | 6. 市区町村別がん検診受診率データ

がん対策推進協議会委員名簿

平成21年4月5日

	氏名	所属-役職
0	あまの しんすけ 天野 慎介	特定非営利活動法人グループ・ネクサス理事長
	あらお か よ 荒生 佳代	山形県酒田市健康福祉部健康課主任
	うちだ たけお 内田 健夫	社団法人日本医師会常任理事
	えぐち けんじ 江口 研二	帝京大学医学部内科学講座教授
0	かきぞえ ただお 垣添 忠生	財団法人日本対がん協会会長
	かわごえ こう 川越 厚	医療法人社団パリアンクリニック川越院長
	ごうない じゅんこ 郷内 淳子	カトレアの森代表
	ながいけ きょうこ 永池 京子	社団法人日本看護協会常任理事
	なかがわけいいち 中川 恵一	国立大学法人東京大学医学部附属病院放射線科准教授
	なかざわ あきのり 中沢 明紀	神奈川県保健福祉部次長
	の だ てつお 野田 哲生	財団法人癌研究会癌研究所所長
,	はにおかけんいち 埴岡 健一	特定非営利活動法人日本医療政策機構理事
	ひやま えいそう 檜山 英三	国立大学法人広島大学自然科学研究支援センター長
0	ひろはし せつお 廣橋 説雄	国立がんセンター総長
	ほんだ まゆみ 本田 麻由美	読売新聞社会保障部記者
	^{まえかわ} いく 前川 育	特定非営利活動法人周南いのちを考える会代表
	みなみ ひろのぶ 南 博信	国立大学法人神戸大学医学部附属病院腫瘍内科教授
	みよし あや 三好 綾	がんサポートかごしま代表
-	もんでん もりと 門田 守人	国立大学法人大阪大学理事·副学長
	やすおか ゆ り こ 安岡 佑莉子	特定非営利活動法人高知がん患者会一喜会会長

(◎は会長、〇は会長代理、50音順、敬称略) -164平成22年度がん対策予算に向けた提案書

~ 元気の出るがん対策 ~

平成21年3月19日

がん対策推進協議会

提案の骨子

- (1) がん対策予算を大幅に増やす必要がある
- (2) がん対策予算の策定プロセスを改善すべきである
- (3) 70本の推奨施策への取り組みを進めてほしい

1 提案

本協議会は、「平成22年度がん対策予算に向けた提案書 ~元気の出るがん予算~」として、下記の3点を提案する。

(1) がん対策予算を大幅に増やす必要がある

都道府県のがん対策推進計画の進捗管理に当たる都道府県がん対策推進協議会委員と県庁がん対策担当者を対象としたアンケート(回答186人)によれば、がん予算の規模が「十分」とするものが14%、「不十分」が86%であった。

また、自由記述式の回答欄には、予算不足のため適切な対策が打てないとの意見が多数あった。都道府県財政が悪化するなか、がん対策基本 法およびがん対策推進基本計画が掲げる理念と目標を達成するためには、 国のがん対策予算の大幅増額が欠かせない。

(2) がん対策予算の策定プロセスを改善すべきである

(1)のアンケートにおいて、がん対策及び予算の問題点と改善点を 自由記述方式で尋ねたところ、その回答からは、予算策定プロセスの改 善の必要性が浮き彫りになった。なかでも、国と都道府県などの地方自 治体とのコミュニケーションは十分とはいえない。

国が、都道府県や地域がん診療連携拠点病院などの地域や現場のニーズをよく把握して予算案を策定し、予算案ができたときはそれが十分に活用されるよう、丁寧な情報提供と説明を行うことが重要である。地域でがん対策に取り組む人々から広く意見を聞いて、国のがん対策を立案するプロセスを導入することが求められる。

(3) 70本の推奨施策への取り組みを進めてほしい

(1)のアンケート等、広く意見を聴取し、70本のがん対策予算に関する推奨施策を作成した。がん対策全般を有効にするための施策12本と、個別分野にかかる施策58本から成る。本協議会は、これら推奨施策が精査され、できるだけ多く採用・実施されることを望む。

2 推奨施策の内容

別紙の通り、13の分野に関し合計70本の推奨施策を作成した。 70本の中に、下記5点の重要テーマを発見した。

- ① がん難民対策(切れ目のない医療の実現)
- ② がん診療にかかる医療従事者の確保と育成
- ③ がんおよびがん対策の現況の"見える化" (可視化)
- ④ がん対策の情報提供と普及啓発
- ⑤ 地域のベストプラクティス (好事例) の育成・発掘と全国浸透

3 元気の出るがん対策

現在、多くの都道府県が財政難に悩んでいる。また、国と地方自治体のコミュニケーションは十分とはいえない。がん対策を強化するためには、地域の医療関係者と患者・市民などの連携活動もまだ足りない。がん対策に若干の沈滞ムードもただよっているところである。

今こそ、本提案書を実行するときだ。そうすれば、国と地域の両方のレベルで、多くの当事者が共にがん対策にさらなる力を入れ、信頼と協業に基づき、活力ある有効ながん対策が進むだろう。そういう意味で、われわれは「元気の出るがん対策」を提示したと考える。

推 奨 施 策

	分 野	施策	施策名	予算額	備考
		番号			
1	1 がん対策	. 1	がん対策予算の100パーセント	1億円	
	全般にかか		活用プロジェクト		
2	る事項	2	がん対策ノウハウ普及プロジェ	10億円	
			クト		
3		3	都道府県がん対策実施計画推進		基金額
			基金の設置		1,000
					億円
4	·	4	がん対策へのPDCA(計画、	1億円	
			実行、評価、改善)サイクルの		
			 導入		
5	\ .	5	医療従事者と患者・市民が協働	0.6	
		,	 する普及啓発活動支援	億円	
6	·	6	がん患者によるがんの普及啓発	2億円	
			 アクションプラン	:	
7		7	小学生向けの資料の全国民への	_	
			配布		
8		8	初等中等教育におけるがん教育		
	-		の推進		
9	2 がん計画	1	がん予算策定新プロセス事業	1億円	
10	の進捗・評	2	都道府県がん対策推進協議会な	0.5	
	価		どのがん計画の進捗管理	億円	
11	ı	3	┃ 質の評価ができる評価体制の構	·	
			築	<u> </u>	
12		4		<u> </u>	
	·		きる質の評価のための指標の開		
			発		
L				L	<u></u>

		施策			
	分 野	番号	施策名	予算額	備考
13	3 放射線療	1	がんに関わる医療従事者の計画	5億円	·
	法及び化学		的育成	<i>y</i>	
14	療法の推進	2	放射線診断学講座と放射線治療	_	運営費
	並びに医療	·	学講座の分離		交付金
	従事者の育			·	の増額
15	成	3	医学物理士の育成と制度整備	1億円	
16	·	4	がん薬物療法専門家のためのe	2億円	
			ラーニングシステム		
17		5	専門資格を取得する医療従事者	10億円	700-
			への奨学金制度の創設		
18		6	専門・認定看護師への特別報酬	10億円	
19	4 緩和ケア	1	切れ目のない終末期のためのア	1億円	
			クションプラン	·	
20		2	長期療養病床のがん専門療養病	10億円	
			床への活用(モデル事業)		
21		3	がん診療に携わる医療者への緩	2億円	
			和医療研修		
22		4	緩和医療研修のベッドサイドラ	5億円	
	·		ーニング(臨床実習)の推進		
23		5	緩和医療地域連携ネットワーク	10億円	- 1
		*	のIT化		·
24		6	緩和ケアの質を評価する仕組み		
			の検討		
25		7	大学における緩和ケア講座の拡	_	
			大		
			.*		
					•
					e *
	`				

	分 野	施策番号	施策名	予算額	備考
26	5 在宅ケア	1	在宅ケア・トクターネット全国	10億円	
			展開事業		
27		2	在宅医療関係者に対するがんの	1億円	
			教育研修		
28		3	在宅緩和医療をサポートする緊	1億円	
			急入院病床の確保		
29		4	大規模在宅ケア診療所エリア展	10億円	
			開システム		
30		5	介護施設に看取りチームを派遣	10億円	
·			する際の助成	-	
31	. •	6	合同カンファレンスによる在宅	10億円	
	·		医療ネットワーク		
32	6 診療ガイ	1	ベンチマーキング (指標比較)	15億円	
	ドラインの作		センターによる標準治療の推進		
33	成(標準治療	2	診療ガイドラインの普及啓発プ	3億円	
	の推進)		ロジェクト		
34	·	3	副作用に対する支持療法のガイ	1億円	
			ドライン策定		

	分野	施策番号	施策名	予算額	備考
35		1	が、砂腐油椎物を高や物をあれ	CO /# ITI	TP JI o
33		I	がん診療連携拠点病院制度の拡	60億円	現状の
	の整備(がん		充 		機能強
	診療体制ネッ	!			化予算
	トワーク)			,	と同額
					(倍
					増)
36		2	拠点病院機能強化予算の交付金	36億円	現状の
			化 (100% 国予算)		機能強
			·		化予算
					の倍額
					(2分
	·				の 1 を
				·	100 %
					化)
37		3	サバイバーシップ・ケアプラン	2億円	
	•		(がん経験者ケア計画)		,
38		4	医療機関間の電子化情報共有シ	23.5億	
			ステムの整備	円	
39		5	がん患者動態に関する地域実態	7億円	
			調査	·	
40		6	がん診療連携拠点病院の地域連		
			携機能の評価手法の開発		
				·	
		ļ			•
,					

		施策			
	分 野	番号	施策名	予算額	備考
41	8 がん医療	1	がん相談コールセンターの設置	15億円	
42	に関する相談	2	「がん患者必携」の制作及び配	6億円	
	支援及び情報		布		
43	提供	3	外来長期化学療法を受ける患者	10億円	
			への医療費助成		
44		4	全国統一がん患者満足度調査	15億円	
45		5	地域統括相談支援センターの設	10億円	
	·		置		,
46		6	相談支援センターと患者・支援	2. 4	
	:		団体による協働サポート	億円	
47		7	がん経験者支援部の設置	3億円	
48	·	8	社会福祉協議会による療養費貸	_	
			付期間の延長		
49	·	, 9	高額療養費にかかる限度額適用		·
			認定証の外来診療への拡大		
50		1 0	長期の化学療法に対する助成		
51	9 がん登録	1	地域がん登録費用の10/10助成	10億円	
			金化		
52		2	がん登録法制化に向けた啓発活	2億円	
			動		
53		3	がん登録に関する個人情報保護	0. 7	
			体制の整備	億円	
54	10 がんの	1	たばこ規制枠組条約の遵守に向		たばこ
	予防(たばこ		けた施策		価格値
	対策)				上げ等
55		2	喫煙率減少活動への支援のモデ	5億円	
	·		ル事業		
56		3	学校の完全禁煙化と教職員に対	5億円	
			する普及啓発		
再		4	初等中等教育におけるがん教育		
掲			の推進		

	分 野	施策	施策名	3 5 55	
	, /J ±r	番号	旭 宋 石	予算額	備考
57	11 がんの	1	保険者・事業者負担によるがん		健康保
	早期発見(が		検診		険
	ん検診)				(1, 500
					億円)
58	·	2	保険者負担によるがん検診のモ	30億円	
			デル事業		
59		3	がん検診促進のための普及啓発	10億円	
60		4	がん検診の精度管理方式の統一	20億円	
	•		化		
61		5	長期的な地域がん検診モデル事	3億円	
			業		
62		6	イベント型がん検診に対する助	25億円	
			成		
63	12 がん研	1	抗がん剤の審査プロセスの迅速	15億円	
	究		化		
64		2	希少がん・難治がん特別研究費	15億円	
65		3	がんの社会的研究分野の戦略研	5億円	
			究の創設		
66	·	4	がん患者のQOL(生活の質)	4億円	
			向上に向けた研究の促進		
67	·	5	抗がん剤の適用拡大の審査プロ		
			セスの見直し		
68	13疾病別	1	疾病別地域医療資源の再構築プ	10億円	
	対策		ロジェクト		
69		2	子宮頚がん撲滅事業		地方交
	ć				付税化
					(220 億
			,		円)
70		3	小児がんに対する包括的対策の	5億円	
		,	推進		



Press Release

平成21年7月3日

照会先:健康局総務課がん対策推進室 片岡(内線2945)

島田(内線2946)

がん対策推進協議会提案書取りまとめ担当委員名簿について

平成20年11月28日(金)に開催されました「第8回がん対策推進協議会」におきまして、 がん対策推進基本計画に基づく施策の検討を行い、提案書を取りまとめることとなり、取り まとめられた提案書が平成21年3月19日に厚生労働大臣に提出されました。

6月24日に開催された第10回協議会において委員の改選に伴い、会長の発案により、 昨年度と同様の取組を行うこととし、当該取りまとめの担当委員が下記のとおり決定されま したので、お知らせします。

記

	天野	慎介	特定非営利活動法人グループ・ネクサス理事長
	内田	健夫	社団法人日本医師会常任理事
	江口	研二	帝京大学医学部内科学講座教授
	川越	厚	医療法人社団パリアンクリニック川越院長
	郷内	淳子	カトレアの森代表
	中川	恵一	東京大学医学部附属病院放射線科准教授
	野田	哲生	財団法人癌研究会癌研究所所長
0	埴岡	健一	特定非営利活動法人日本医療政策機構理事
	檜山	英三	国立大学法人広島大学自然科学研究支援センター長
	本田	麻由美	読売新聞編集局社会保障部記者
	前川	育	特定非営利活動法人周南いのちを考える会代表
	南	博信	国立大学法人神戸大学医学部附属病院腫瘍内科教授
	三好	綾	がんサポートかごしま代表
	安岡	佑莉子	特定非営利活動法人高知がん患者会一喜会会長

※ ◎は責任者、50音順、敬称略

今後のがん対策推進協議会の運営スケジュール (がん対策推進基本計画を除く)

第8回がん対策推進協議会 (11月28日)

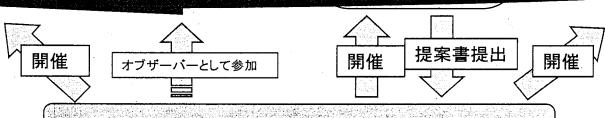
- ・21年度予算概算 要求概要説明 進捗状況の報告
- ・提案書とりまとめ 担当委員の指名 等

がん対策推進協議会 メンバーが検討 (2月上旬までを目途) (政策提言研究班を活用)

各委員は、基本計画 の進捗状況を踏まえ、 22年度概算要求に 向けた施策を提案・ 検討 第9回がん対策推進協議会 (2月26日) (施策の提案)

22年度概算要求に 向けた有効施策をま とめた提案書(案)を 提出し審議の上、決 定 第10回がん対策推進協議会 (6月24日)

- ■21年度予算報告
- ·22年度概算要求内 容の説明
- ・進捗状況の報告 等



厚生労働省健康局総務課がん対策推進室

がん対策情報センターにおける各機能等の取組状況と今後の取組スケジュール

がん対策情報センターは平成18年10月に設立され、平成21年4月で2年半が経過しました。

本表は、がん対策情報センターにおける昨年度(平成20年度)及び今年度(平成21年度)以降の取組予定、取組目標を整理したものです。がん対策情報センターのスタッフが、一丸となってこのスケジュール に基づいた事業運営に努めてまいります。

なお、各機能等の取組状況と取組スケジュールについては、進捗状況等に応じて、随時更新していきます。

	亚世90年中办迁勤中体	亚巴尔在东西斯坦伊力 圣中	平成21年7月1
がん医療情報提供機能	平成20年度の活動実績	平成21年度の取り組み予定	平成22年度以降5年間の取り組み予定
青報提供企画の検討	・必携コンテンツの検討 ・次期作成冊子の検討 ・拠点病院情報公開項目の検討 ・研究データベース公開項目の検討	・情報提供コミュニケーション戦略の検討 ・情報提供コンテンツの洗い出し・優先順位付け ・コンテンツ作成方法の検討 ・既存コンテンツ更新体制の検討 ・アウトカム評価方法の検討	
報の調査・収集	・拠点病院現況調査報告書書式の検討 ・患者・市民パネルに対する必携企画アンケートの実施 ・がん診療連携拠点病院からの連絡体制手段構築 ・冊子:がんと口内炎作成	・がん対策推進基本計画の進捗を示す情報の調査 ・がん関連専門学会との連携体制の構築 ・拠点病院現況調査票の改訂	
提供情報の審査・承認	【ホームページがん情報サービス】 ・ホームページ情報編集委員会 【がんに関する冊子】 ・患者・市民パネルによる患者必携試作版の項目別レビュー	[ホームページがん情報サービス] ・ホームページ情報編集委員会 [がんに関する冊子] ・患者・市民パネルによる患者必携試作版の試用 ・患者・市民パネルによる新規作成冊子のレビュー	【全体】 ・コミュニケーション戦略の実施・評価・改善 ・情報発信主体から企画・コンテンツ作成主体にシフト ・アウトカム評価 【ホームページがん情報サービス】
青報提供の実施	【ホームページがん情報サービス】 ・ホームページ更新(新規+更新962件) ・公開ページ数(4706ページ 前年比535ページ増) ー般向け1882ページ、医療者向け2373ページ がん診療連携拠点病院向け450ページ ・がん対策関連資料、都道府県がん対策関連情報の掲載 ・新規拠点病院情報掲載 ・がん統計都道府県比較 75歳未満年齢調整死亡率掲載 【がんに関する冊子】 ・小児がんシリーズの10種類発行 ・各種がんシリーズの10種類発行 ・各種がんシリーズの24種類発行 217.5万冊印刷・配布 ・患者必携試作版作成 【イベント】 ・がん情報サービス向上のための地域懇話会 2回実施 ・市民向け情報講演会 3回 実施 ・メディアセミナー(第3期) 10回 実施	[ホームページがん情報サービス] ・必携試作版の掲載 ・新規拠点病院情報掲載(H20年度現況調査情報) ・研究成果データベース [がんに関する冊子] ・各種がんシリーズの19種類作成 [イベント] ・がん情報サービス向上のための地域懇話会 ・市民向け情報講演会 2回 ・メディアセミナー(第3期) 10回	・ホームページ作成体制の見直し 【がんに関する冊子】 ・冊子作成・配布体制の見直し 【イベント】 ・情報講演会の実施方法の見直し
青報提供活動の評価	・冊子巻末ハガキにより冊子に対する意見 ・地域懇話会・講演会アンケート	・ホームページアンケートシステムによる必携試作版の評価	
ンター内支援機能			
ョ立がんセンターホームページの運用	・国立がんセンターホームページの運用	・国立がんセンターホームページの運用	・国立がんセンターホームページの運用

	平成20年度の活動実績	平成21年度の取り組み予定	平成22年度以降5年間の取り組み予定
2 がんサーベイランス機能			
(1)院内がん登録			the first could be to the first special country and the later than the state of the section of t
がん診療連携拠点病院院内がん登録の実 施状況の把握と腫瘍データ収集調査の集 計	・「院内がん登録の現況について」 問い合わせの実施 ・がん診療連携拠点病院 院内がん登録の実施調査・指導(10県・20施設) ・がん診療連携拠点病院の 院内がん登録腫瘍データ収集調査 (2007年全国集計:304施設)の実施	・「院内がん登録実施状況」調査の実施・がん診療連携拠点病院院院内がん登録の実施調査・指導(12県・41施設)・がん診療連携拠点病院の院内がん登録腫瘍データ収集調査(2008年全国集計:377施設対象)の実施	・「院内がん登録実施状況」調査の実施 これに基づく支援策の実施(2010~) 1)登録精度向上に向けた運用マニュアルの策定 2)課題解決への登録支援ソフトの開発・改善 ・がん診療連携拠点病院 院内がん登録の実施調査・指導の継続 ・がん診療連携拠点病院の 院内がん登録腫瘍データ収集調査 (2009年以降の全国集計)の継続的実施 ・がん診療連携拠点病院の 院内がん登録による生存率の集計 (2007年3年生存率: 2011年度収集~継続) (2007年5年生存率: 2013年度収集~継続) (2007年10年生存率: 2018年度収集~継続)
院内がん登録の標準化と体制整備 	・院内がん登録に対する質問対応 ・院内がん登録関連情報の提案 ・院内がん登録支援ソフトウェア「Hos-CanR」の 改善と対応(品質管理機能の強化)	・院内がん登録に対する質問対応 (解釈マニュアルの提供、FAQサイトの改善) ・院内がん登録関連情報の提供 (主要5部位以外の部位別テキストの提供) ・登録支援ソフトウェア「Hos-CanR」の改善と提供 (院内諸データとの連携機能強化、 生死確認調査支援機能の追加) ・都道府県における院内がん登録部会の組織化・支援 (がん登録部会情報交換会の開催、資料提供)	・院内がん登録に対する質問対応の継続 ・院内がん登録関連情報の提供 (部位別テキスト修正版の提供) ・登録支援ソフトウェア「Hos-CanR」の改善と提供 (病期変換・品質管理機能の強化) ・主要データ収集調査に基づく 標準登録様式の評価と改善 ・生死確認調査の支援事業 (助言・資料提供)
センター内支援機能			
国立がんセンターの院内がん登録	(院内がん登録の支援ソフトウェアの実証、および運用上の問題点の検討モデルとしての) ・国立がんセンター中央病院での院内がん登録の実施 ・国立がんセンター入院患者の生存確認調査の実施	(院内がん登録の支援ソフトウェアの実証、および運用上の問題点の検討モデルとしての)・国立がんセンター中央病院での院内がん登録の実施・国立がんセンター患者(外来患者を含む)の生存確認調査の実施(試験的運用)	(院内がん登録の支援ソフトウェアの実証、および運用上の問題点の検討モデルとしての) ・国立がんセンター中央病院での 院内がん登録の実施 ・国立がんセンター患者(外来患者を含む)の 生存確認調査の実施

	平成20年度の活動実績	平成21年度の取り組み予定	平成22年度以降5年間の取り組み予定
(2)地域がん登録			·
全国がん罹患モニタリング	・地域がん登録を実施する全35道府県のうち31道府県からの 2003年データの収集による2003年全国罹患数・罹患率の推計 ・全国がん罹患モニタリング集計2003(報告書)の刊行 ・地域がん登録を実施する全35道府県からの2004年データの収 集と品質管理	・2004年全国罹患数・罹患率の推計 ・全国がん罹患モニタリング集計2004(報告書)の刊行 ・地域がん登録を実施する全35道府県からの2005年データの収集による2005年全国罹患数・罹患率の推計 ・地域がん登録を実施する全35道府県からのデータの収集による1993-2002年の5年生存率集計	・全国罹患数・罹患率推計の即時性と登録の完全性の改善1)2003年値(2009年3月)→2011年値(2015年3月) 2)全国推計利用地域数13府県→? ・登録の完全性の改善を考慮した全国罹患数・罹患率の年次推移の観察 ・罹患の短期予測手法の確立(死亡統計とあわせた年次の罹患予測) ・全国生存率集計の即時性と正確性の改善 1)5年生存率1997-99年値(2008年3月)→2007年値(2015年3月) 2)生死情報の収集体制の検討
地域がん登録の標準化と体制整備	・地域がん登録標準データベースシステムの導入(2県:計13県で利用) ・地域がん登録における個人情報の安全管理措置の検討	・「地域がん登録の標準化と精度向上に関する第3期(2010-2013年度)事前調査」の実施・地域がん登録標準データベースシステムの導入(6府県:計19県で利用)・地域がん登録における人口動態死亡統計の利用手続きの調整(新統計法に基づく)・地域がん登録における安全管理措置ハンドブックの刊行	・「地域がん登録の標準化と精度向上に関する第3期(2010-2013年度)事前調査結果報告書」の公表 ・第3期事前調査結果に基づく地域がん登録整備計画の見 直し ・「地域がん登録の標準化と精度向上に関する最終調査」の 実施と同報告書の公表 ・地域がん登録の実施体制の検討 ・地域がん登録における個人情報の管理体制強化
(3)がん統計			
統計情報の整備・発信 	・「がんの統計2008年版」編集・公開 ・2006年死亡、2002年罹患データ公開 ・都道府県別がん死亡年次推移データ公開	・「がんの統計2009年版」編集・公開 ・2007年死亡、2003年罹患、1997年~99年診断例生存率データ 公開 ・各種がん対策情報の整備	・都道府県別罹患・生存率データの整備 ・詳細部位のがん統計情報の整備 ・各種がん対策情報の整備

	平成20年度の活動実績	平成21年度の取り組み予定	平成22年度以降5年間の取り組み予定
3 多施設共同臨床研究支援機能			
(1)臨床研究の直接支援			-
がん研究助成金の研究費に基づき実施される多施設共同臨床研究に対する支援	・指定研究班5+計画研究班5によるJCOG臨床試験 計75試験(登録中12試験)を直接支援	・指定研究班5十計画研究班5によるJCOG臨床試験 計75試験(登録中試験数目標15)を直接支援	・がん研究助成金後継班+厚労科研がん臨床研究事業によ
第3次対がん10か年総合戦略ーがん臨床研究事業の研究費に助成金の研究費に基づき実施される多施設共同臨床研究に対する支援	・第3次対がん10か年総合戦略ーがん臨床研究事業の課題の 一部(22課題25試験:登録中15試験)をJCOG試験として直接支援	・第3次対がん10か年総合戦略ーがん臨床研究事業の課題の 一部(登録中試験数目標20)をJCOG試験として直接支援	る多施設共同臨床試験の直接支援 ・登録中試験数目標:40 ・年間試験開始数目標:15
医師主導治験への支援	・医師主導治験1試験(JCOG)を実施	・医師主導治験1試験(JCOG)を実施	・常時3~5の多施設共同医師主導治験を支援
(2)臨床研究の推進と基盤整備			
がん患者の臨床試験参加の促進と臨床試 験関連情報の発信	・臨床試験の解説情報及び一覧情報を、がん対策情報センターホームページにて情報発信 ・他のがん情報と関連させた形で臨床試験情報へのアクセスができるよう情報提供	・左記に加え、公開されているがん臨床試験の多くを開発段階に 基づきアクセスできるようにして情報提供	・左記に加え、他のがん情報との連携をより深めて情報発信
がん診療連携拠点病院の多施設共同研究 への参加の推進	・拠点病院の33%(123/378)がJCOGに参加 (都道府県83%:44/53、地域24%:79/325) ・JCOG参加施設の70%(123/176)が拠点病院	・拠点病院現況調査の臨床試験関連項目の分析 ・JCOGへの参加のない都道府県拠点の参加を促す	・都道府県拠点のすべて+地域拠点の半数程度のがん診療 連携拠点病院が関与して多施設共同研究を行う体制を構築
	・研究班の内部活動として研究倫理や臨床試験方法論を啓発 ・施設訪問監査により倫理性確保のモニタリング	・研究班の内部活動として研究倫理や臨床試験方法論を啓発 ・施設訪問監査により倫理性確保のモニタリング	・JCOGだけでなく、国内の他の共同研究グループの科学性 倫理性をモニタリングする体制の構築

	平成20年度の活動実績	平成21年度の取り組み予定	平成22年度以降5年間の取り組み予定
4 がん診療支援機能			
(1)病理診断			
病理診断コンサルテーション	・コンサルテーションの実施(168症例) ・病理診断コンサルテーション・システムのオンライン化 ・パーチャルスライド(VS)による病理診断コンサルテーションの試行	・VSによる病理診断コンサルテーションの推進・コンサルテーション情報の発信・コンサルテーション症例アトラス作成準備	・VSによる病理診断コンサルテーションの推進年間360症例(5年後) ・コンサルテーション情報の発信コンサルテーション症例アトラス作成・コンサルテーション症例検討会、意見交換会の開催・外部コンサルテーションサービス(病理学会等)との連携を制の確立
病理中央診断の支援	・Japan Clinical Oncology Group (JCOG)における悪性リンパ腫、骨軟部腫瘍の中央診断の実施	・Japan Clinical Oncology Group (JCOG)における悪性リンパ腫、骨軟部腫瘍の中央診断の実施	· Japan Clinical Oncology Group (JCOG)における悪性リンル腫、骨軟部腫瘍の中央診断の実施 ・JCOGだけでなく、国内における病理中央診断評価、実施に携わる体制の確立
病理学情報の発信による病理診断均てん 化	・病理学情報発信誌:「外科病理手引き」の発刊準備	・「外科病理手引き」の発行	・「外科病理手引き」の発行
(2)画像診断			
画像診断コンサルテーション	・コンサルテーションの実施(54症例) ・オンライン依頼・報告システム及び電子化画像を活用したサービスの推進 ・地域研修会の開催	・電子化画像の送受信方法の利用検討 ・新規登録拠点病院への周知と学会との連携模索 ・地域研修会の開催	・画像診断コンサルテーションの推進 年間300症例(5年後) ・地域研修会の開催
D 画像中央診断	・画像の中央診断に係る標準手順書の作成	・画像の中央診断に係る標準手順書の改訂	・画像の中央診断支援の実施
画像解析システムに基づく参照情報の作 或・提供	・類似画像を収集蓄積するため事務手続きの整理と運用整備	・類似画像を収集蓄積するため事務手続きの整理と運用整備の 確認	・類似画像の症例情報と画像診断コンサルテーションとの過 携強化
(3)放射線治療品質管理			
放射線治療機器の品質管理・品質保証支援(物理QC/QA)	・がん診療連携拠点病院等を対象に、出力線量の確認および改善の支援(34施設) ・施設における品質管理プログラム確立の支援 ・診療放射線技師等の技能向上支援、地域研修会の開催(11回)	・がん診療連携拠点病院等を対象に、出力線量の確認および改善の支援 ・施設における品質管理プログラム確立の支援 ・診療放射線技師等の技能向上支援、地域研修会の開催	・出力線量の確認および改善支援(年間100施設) ・診療放射線技師等の技能向上支援、地域出張研修会の 催(年10-15回程度)
双列禄冶炼計图》的具官理"的具体证义》	・がん診療連携拠点病院等を対象に、放射線治療計画の内容確認および改善の支援(14施設) ・臨床試験の放射線治療品質管理・品質保証支援、登録例の治療計画評価(354例) ・放射線治療専門医の技能向上支援、地域研修会の開催(1回)	 がん診療連携拠点病院等を対象に、放射線治療計画の内容確認および改善の支援 ・臨床試験の放射線治療品質管理・品質保証支援、登録例の治療計画評価 ・放射線治療専門医の技能向上支援、地域研修会の開催 	・臨床試験の放射線治療品質管理・品質保証支援、登録をの治療計画評価(年間50例程度) ・放射線治療専門医の技能向上支援、地域出張研修会の 惟(年5回前後)
(4)がん診療画像レファレンスデータベー ス			
画像診断•病理診断共通	・教育症例の腫瘍組織VS・デジタル画像の作成 ・各種形式画像(動画・VS)の公開整備 ・コンサルテーションとの連携検討	・コンテンツの多様化(学会等リンク配備) ・腫瘍組織VSの作成・公開整備 ・Editorial Board/専門家パネルの編成	・がん診療連携拠点病院等の登録ユーザー専門ページ開 の検討 ・DICOM/VS等の研修会利用の検討

	平成20年度の活動実績	平成21年度の取り組み予定	平成22年度以降5年間の取り組み予定
5 研究企画支援機能			
研究事業の企画運営	- がん研究助成金、第3次対がん総合戦略事業、がん臨床研究 事業の研究事業について、研究費の交付、新規研究課題の採 択、研究成果の評価等、その企画運営を実施	・がん研究助成金については、国立がんセンターが独立行政法人化されることに伴い財源となる特別会計が廃止されることから、厚生労働省本省と協力し、新たな財源を確保するとともに、研究事業を継続させるべく、必要な措置を実施・並行して、第3次対がん総合戦略事業、がん臨床研究事業の研究事業の企画運営も着実に実施	
がん研究の課題設定	・がん研究助成金の運営委員会等における検討を経て、新たな研究課題(分野別指定研究の小班として46課題、特別指定研究として5課題)を設定	・がん研究助成金の運営委員会等における検討を経て、新たな 研究課題を設定	・がん研究助成金の運営委員会等における検討を経て、またな研究課題を設定
がん研究の研究課題の選定	・第3次対がん総合戦略研究事業企画運営委員会等における検討を経て、平成21年度から開始する新たな研究課題(第3次対がん戦略事業:15課題、がん臨床研究事業:20課題を選定	·第3次対がん総合戦略研究事業企画運営委員会等における検討を経て、翌年度から開始する新たな研究課題を選定	·第3次対がん総合戦略研究事業企画運営委員会等におる検討を経て、新たな研究課題を選定
研究課題ごとの評価	・がん研究助成金による研究事業(96課題)の評価委員会による 評価に加え、第3次対がん総合戦略研究事業(51課題)、がん 臨床研究事業(82課題)の評価委員会による評価を実施	・がん研究助成金による研究事業の評価委員会による評価に加え、第3次対がん総合戦略研究事業、がん臨床研究事業の評価委員会による評価の実施	・がん研究助成金による研究事業の評価委員会による評価に加え、第3次対がん総合戦略研究事業、がん臨床研究事業の評価委員会による評価の実施
▲ ⊃ 研究成果の還元	・がん研究助成金シンポジウムを開催 ・がん研究助成金の前年度の研究成果の公表 ・(財)がん研究振興財団と協力し、第3次対がん総合研究事業 の成果に係る、一般向けシンポジウムを開催	・研究成果に係る一般向けシンポジウムを開催 ・がん研究助成金の前年度の研究成果の公表 ・研究成果を検索するシステムの構築について検討	・研究成果に係る一般向けシンポジウムを開催 ・がん研究助成金の前年度の研究成果の公表
センター内支援機能			
研究施設としての研究支援	・研究施設として、研究申請の窓口的業務(研究承諾の取得等)、内部監査業務、また、施設の研究者に対する研究費の説明会などを実施した。	・研究施設としての研究環境を整備し、研究が適正に実施される ように説明会等を実施する。	・ 研究施設としての研究環境を整備し、研究が適正に実施されるように説明会等を実施する。

ト種会議・委員会事務局機能		平成21年度の取り組み予定	平成22年度以降5年間の取り組み予定
β道府県がん診療連携拠点病院連絡協議 ・1	1回開催(6月)	-1回開催(7月)	・都道府県がん診療連携拠点病院の機能強化や連携強化について協議。
	総会1回、理事会2回、保険委員会2回、教育委員会(レジナビ ェア含む)1回、あり方委員会3回、フォーラム1回	・総会1回、理事会2回、保険委員会2回、教育委員会(レジナビフェア含む)1回、あり方委員会2回、フォーラム1回	・総会・理事会の開催 ・保険委員会、教育委員会等を通じて政策提言 ・フォーラムを通じた情報発信
zンター内支援機能			
「ん対策情報センター運営評議会 ・2	2回開催(6月、1月)	2回~3回/年開催予定	- がん対策情報センターの運営に関して必要な事項を協議
\$同研究審査委員会	審査件数(合計)新規49件、継続・延長57件 中央病院 新規11件、継続・延長11件、東病院 新規14件、継 は・延長10件、研究所 新規18件、継続・延長26件、予検センター 「規8件、継続・延長10件	・委員会事務局機能の継続と体制整備 ・独立行政法人化に向けて知的財産の取り扱い方針を検討	
機務発明審査委員会	審査件数(合計)42件 中央病院0件、東病院3件、臨床開発センター7件 研究所17件、予検センター15件	「 NACA A JULIA I JULIA NA WA WA WA A JULIA I JULIA 1 大配)	
遺伝子解析研究倫理審査委員会 ·程	審査件数(合計)18件 中央病院7件、東病院0件、研究所10件、予検センター1件	・委員会事務局機能の継続と体制整備	
	審査件数(合計)0件 中央病院0件、東病院0件、研究所0件、予検センター0件	- 委員会事務局機能の継続と体制整備	- ・委員会事務局機能の継続と体制整備
	審査件数(合計)271件 中央病院5件、東病院19件、研究所247件、予検センター0件	・委員会事務局機能の継続と体制整備	
·理審査委員会	委員会開催回数6回、倫理指針改定に伴う規程改正	・委員会事務局機能の継続と体制整備 (COI委員会と倫理審査委員会の連携体制整備、補償対応の整理、研究者に対する教育、情報公開)	
P.託研究審査委員会 ・3	委員会開催回数12回、東病院に治験事務局設置	・委員会事務局機能の継続と体制整備(情報公開等)	[설명한 19 20] 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
:OI委員会 • 梦	委員会開催回数1回	・委員会事務国機能の継続と体制整備	
・名 研究実施体制の整備 * で * で (で	研究費説明会の開催 各種規程、手順書の整備 研究者のための教育プログラム策定 研究実施のために必要な各種手続き業務 研究許可申請書の発出、教育機会の提供、厚生労働大臣への 全全性報告、倫理審査委員会等に関する情報公開)	 研究費説明会の開催 各種規程、手順書の整備 研究者のための教育プログラム策定 研究実施のために必要な各種手続き業務 (研究許可申請書の発出、教育機会の提供、厚生労働大臣への安全性報告、倫理審査委員会等に関する情報公開) 	・引き続き研究実施体制の整備

「機和ケアの基本教育のための制造資業	· · ·	平成20年度の活動実績	平成21年度の取り組み予定	平成22年度以降5年間の取り組み予定
	研修支援機能			
(海海帝部修会(年1回、2日間、60名)				
・がん看護研修企画・指導者研修 (年2回, 2日間、113名) ・がん看護研修企画・指導者研修 (年2回, 2日間、113名) ・がん確護門が野竹指導者)譲義研修 ・がん確護門が野竹指導者)譲義研修 ・がん確護門の野竹指導者)譲義研修 ・がん確認門の野竹指導者)譲義研修 ・がん神護場門の野竹指導者)まる性の ・がん神護場門の野竹指導者)まる性の ・がん神護場所を発達し一次(年1回、4日間、41名) ・がん理験が開発を開きして、(年1回、4日間、41名) ・がん理験が開発を開きして、(年1回、3日間、51名) ・がん理験が開発を開きして、(年1回、3日間、51分 に 税 に 名) ・がん理験が開発を開きして、(年1回、3日間、51分 に 税 に 名) ・がん理を対象が開発を開きして、(年1回、3日間) ・がんが財務した設して、(年1回、3日間) ・がんが財務した設して、(年1回、3日間) ・がんが財務した設して、(年1回、3日間) ・がんが財務した設して、(年1回、3日間) ・がんが財務した設して、(年1回、8日間) ・がんが財務した設して、(年1回、8日間) ・がんが財務した設して、(年1回、8日間) ・がんが財務した設して、(年1回、8日間) ・がんが財務した設して、(年1回、8日間) ・がんが検索と構造して、(年1回、8日間) ・がんが財務は関ロース(年1回、8日間) ・がんが財務は関ロース(年1回、8日間) ・がんが保護機と可能に、(年1回、8日間) ・がんが機能機な関ロース(年1回、8日間) ・がんが機能機な可能に、(年4回、2日間) ・がんが機は機能が呼が(治度コース・参明コース) ・がん診療に従事する臨床検査技師研修 ・がん診療に従事する臨床検査技師研修 ・がん診療に従事する臨床検査技師研修 ・がん診療に従事する臨床検査技師研修 ・がん診療に従事する臨床検査技師研修 ・がん診療に従事する臨床検査技師研修 ・がん診療に従事する臨床検査技師研修 ・がん診療に従事する臨床検査技師研修 ・がん診療に従事する臨床検査技師研修 ・がんが表に従事する臨床検査技師研修 ・がんが表に従事する臨床検査技師研修 ・がんが表に従事する臨床検査技師研修 ・がんが表に従事する臨床検査技師研修 ・がん診療に従事する臨床検査技師研修 ・がん診療に従事する臨床検査技師研修 ・がん診療に従事する臨床検査技師研修 ・がん診療に従事する臨床検査技師研修 ・がん診療に従事する臨床検査技師研修 ・がん診療に従事する臨床検査技師研修 ・がんが表に従事する臨床検査技師研修 ・がんが表に関する解放的は対しに対し、対し				
(年2回、2日間、計 113名) (年2回、2日間、113名) (年2回、2日間、113名) (年2回、2日間) (年2回、3日間) (年3回、3日間) (・短期がん専門研修(年2回、183日、各10名)	・短期がん専門研修(年2回、183日)	
(年4回、2日間、計248名)		(年2回、2日間、計113名) ・がん看護専門分野(指導者)講義研修 ア がん化学療法看護コース(年1回、4日間、41名) イ 緩和ケアコース(年1回、3日間、35名) ウ 放射線療法看護コース(年1回、2日間、45名) ・がん看護専門分野(指導者)実地研修 ア がん化学療法看護コース(年1回、81日間、6名) イ 造血幹細胞移植看護コース(年1回、81日間、1名) ウ 緩和ケアコース(年1回、83日間、4名) エ がん放射線療法看護コース(年1回、78日間、2名)	(年2回、2日間) ・がん看護専門分野(指導者)講義研修 ア がん化学療法看護コース(年1回、4日間) イ 緩和ケアコース(年1回、3日間) ウ 放射線療法看護コース(年1回、3日間) ・がん看護専門分野(指導者)実地研修 ア がん化学療法看護コース(年1回、82日間) イ 造血幹細胞移植看護コース(年1回、82日間) ウ 緩和ケアコース(年1回、82日間) ウ 緩和ケアコース(年1回、82日間) エ がん放射線療法看護コース(年1回、82日間) エ がん放射線療法看護コース(年1回、82日間) オ フォローアップ研修(年1回)	
を療均てん化のための人材の育成療放射線技師研修		ワークショップ) (年4回、2日間、計248名) ・がん化学療法医療チーム養成にかかる指導者研修会	(年4回、2日間) ・がん化学療法医療チーム養成にかかる指導者研修会(年2回、	
ア 細胞診コース (年2回、87日間、各2名) イ 超音波コース (年2回、87日間、各1名) イ 超音波コース (年2回、87日間、各1名) ・相談支援センター相談員基礎研修(1) (TVネットワークを利用して開催)(年1回、1日間、424名)		名) ・がん診療に従事する診療放射線技師研修	・がん診療に従事する診療放射線技師研修 (治療コース・診断コース)	
・相談支援センター相談員基礎研修(1) ・インネットワークを利用して開催)(年1回、1日間、424名) ・相談支援センター相談員基礎研修(1) (年1回、2日間)		ア 細胞診コース (年2回、87日間、各2名) イ 超音波コース	ア 細胞診コース (年2回、87日間) イ 超音波コース	-
6名) * 相談支援センター相談員基礎研修(2) * 相談支援センター相談員基礎研修(3) 相談支援センター相談員トレイナー研修 (同時開催) (年4回、2日間、計178名参加) * 専門家パネルでの検討(年1回9月)テキスト作成 * 相談支援センター相談員基礎研修(3) (年10回、2日間) * 専門家パネルでの検討(年2回程度)	炎支援センター相談員研修	・相談支援センター相談員基礎研修(1) (TVネットワークを利用して開催)(年1回、1日間、424名) ・相談支援センター相談員基礎研修(2)(年2回、3日間、計1196名) ・相談支援センター相談員基礎研修(3) ・相談支援センター相談員トレイナー研修 (同時開催) (年4回、2日間、計178名参加)	 ・相談支援センター相談員基礎研修(1) (年1回、2日間) ・相談支援センター相談員基礎研修(2) (年1回、3日間) ・相談支援センター相談員基礎研修(3) (年10回、2日間) 	

	平成20年度の活動実績	平成21年度の取り組み予定	平成22年度以降5年間の取り組み予定
院内がん登録実務者研修	・院内がん登録初級者研修会の実施修了者数:786名・467施設前期研修会 5月~7月 8会場(札幌・仙台・大宮・横浜・名古屋・大阪・広島・福岡)で各2日間開催特別研修会(拠点病院向け)7月 東京で2日間後期研修会 1月~2月 8会場(札幌・仙台・大宮・東京・福井・大阪・岡山・福岡)で各2日間開催・院内がん登録中級者研修会の実施受講者数:90名・90施設7/14-18、11/1-3・11/15-16、12/8-12 各5日間・院内がん登録指導者研修会の実施受講者数:32名・32施設8/25-29、1/26-30 各5日間・地域がん登録行政担当者・実務者講習会の開催・地域がん登録行政担当者・実務者講習会の開催	・院内がん登録初級者研修会の実施 第1回研修会 5月から7月 8会場(札幌・仙台・ 東京(2回)・名古屋・大阪・広島・福岡)で 各3日間開催 特別研修会(拠点病院向け)9月東京にて 3日間 第2回研修会 10月から2月8会場 (札幌・仙台・ 東京(2回)・名古屋・大阪・広島・福岡) で各3日間開催 ・院内がん登録中級者研修会の実施 7/13-17、9/19-23、11/9-13、12/7-11 各5日間 ・院内がん登録指導者研修会の実施 8/24-28、2/1-5 各5日間 ・院内がん登録初級修了者研修会の実施 初級研修会に合わせて実施 半日間 ・院内がん登録指導者継続研修会 4/24、9/25 各1日間 ・インターネットを用いた初級実務者向けのe-leanningの実施 ・地域がん登録新規行政担当者に対する説明会の開催 ・地域がん登録行政担当者・実務者講習会の開催	
		・地域がん登録の実務に関するe-learningの提供開始	
900 シター内支援機能			
レジデント等制度	・レジデント(医師) 中央病院86名、東病院39名 ・がん専門修練医(医師)中央病院37名、東病院23名 ・レジデント(薬剤師) 中央病院17名、東病院12名 ・レジデント(看護師) 中央病院1名、東病院0名		
任意研修制度(日本人)	・受け入れ件数(合計)314名 中央病院123名、東病院42名、研究所75名、情報センター5名、 臨床開発センター44名、予検センター25名	・受け入れ支援の継続 (内部手続き、関係者との調整、対応窓口)	・受け入れ支援の継続(クロチャントの関系・シトのロ)
任意研修制度(外国人)	・受け入れ件数(合計)125名 中央病院114名、東病院9名、研究所3名(中央病院、東病院の両 方で研修を受けた者は重ねて計上をした)	」・独立行政法人化に向けて受け入れ方針の検討 (任意研修における費用徴収、受託実習における単価見直し i等)	(内部手続き、関係者との調整、対応窓口)
受託実習制度(日本人)	・受け入れ件数(合計)393名 中央病院245名、東病院148名、臨床開発センター2名		되고 한 경에 10 부족들이 중에는 하시는 것으로 하시다. 이 이 기를 마시되었다. 그 보통하지 않고 있는 것으로 된 2 주의, 일이지, 기사님, 기대기 본 2 주의 (1) 기사
受託実習制度(外国人)	・受け入れ件数(合計)15名 中央病院15名、東病院1名、研究所0名(中央病院、東病院の両 方で研修を受けた者は重ねて計上をした)		

	ı
-	_
C	x
C	5
	ı

	平成20年度の活動実績	平成21年度の取り組み予定	平成22年度以降5年間の取り組み予定
7 情報システム管理機能			
情報システムの管理及び運用	・がん対策情報センター情報システムの管理及び運用	・がん対策情報センター情報システムの管理及び運用	・効率的・効果的な情報システムの管理及び運用
センター内支援機能			जानाव स्टूबर प्राप्त है है है। इस इस है से स्टूबर है है है
センター内情報システムの管理及び運用	・国立がんセンター既存システムの管理及び運用	・国立がんセンター既存システムの管理及び運用	
8. その他の事業			
がん検診関連	1,40		・都道府県が実施しているがん検診の精度管理に対する技 術支援を実施。方法は研究の進捗に合わせて更新してい く。

がんに関する冊子

園立がんセンター がん情報サービス

全国のがん診療連携拠点病院は、がん情報サービス

携帯版一「病院を探す」で参照できます。

全国のがん診療連携拠点病院の相談支援センターで配布しています。

各種がんシリース

101. 胃がん



102. 食道がん



103. 大腸がん



104. 肝細胞がん



105. 膵臓がん



106. 胆のうがん



111. 髄膜腫



112. 聴神経鞘腫



113. 喉頭がん



114. 舌がん



121. 中皮腫



122. 胸腺腫と 胸腺がん



123. 肺がん



131. 悪性リンパ腫



132. 多発性骨髄腫



133. 慢性骨髄性



141. 子宮頸がん



142. 卵巣がん



151. 腎盂尿管がん



152. 腎細胞がん



153. 前立腺がん



154. 膀胱がん





161. 悪性黒色腫



162. 乳房外 パジェット病



163.悪性線維性 組織球腫



-186-

181. 悪性リンパ腫



182. 横紋筋肉腫



184. 骨肉腫



185. 神経芽腫



186. 腎腫瘍

987567 (1898790924,88)



187. 脳腫瘍



188. 胚細胞性腫瘍



189. 白血病



190. ユーイング肉腫



社会とがんシリー

001.

相談支援センターに ご相談ください



201.

家族ががんになったと



がん情報サービスホームページ

がん情報サービス On a suplice propriet

A DE PROMOTER POTENT



ゴム、松田 本は1	ターがん対策構成センタ・ サービスの 自己の意	ia.		ន ខ្លាប់ប្រកិត្ត ពេលប្រកិត្ត
J'IV HI FIE		·	enter of Management	1100
	2の方へ	広想記録者の 2	channel and control on the control of	排機点脳院のガヘ
	e treistleng. Di			200
	A.	* ± 4	3-13-15 BHEFA	5%85-V
ずがん複雑サ	ービス」では、		men.	
	ミセンターより	3.3 3.5 3.6 3.6		m 5
和学的根据	こ基づく協難性の高い 🍰			a. **
機断のがん			er transmit	ini.
速やかに提	共していきます。	ADE:	Maria I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	
			kriid () **	
*トピックス		rindry r		****
			XX 35.2	グルセンター・・
***** (21/2/2)	CELEBRAN ALGER	and and the state	STEELE @ NA	に美術祭センター ・*
	_	25	201	BET EXTERS
2000年11月17日	をつれて、第二個大学、単位 開発はお月18日中	esa irro-comme	HERUN OLIM	18月サービスカイビー
200 Turki 42	MANUSTRALIS	<u> </u>	15.622	~ <u>12.7.7%@146</u> ;
2003 H H 105	\$364) TARRED B			いたアター中央語
	\$65.65代数图20001119.99在图3.5		6m	窓 相談支援すつ会
१७४८ मध्ये ५५६	DEPOSITATION NAME	数条件 医普里特斯特 经营养	#197-c7	
				i Norwest (News)
	intelliging the contract			41.4004 J. 5.2424.0
20024-1019-17	[LAWSING ALTORAL STANSSTERLI		144,6396	関税は人間センター
1000年16月14号	personal purposerury:		EUTLU (R-064	7 5793
Bashoricaes	FOR HELLEGIA AND STRUCTURES	engon de ablight De grands	71-1-1-17 PARTO 84-113	BUTTE A 1879 14-6933
coe Troffice)	DE300015/2007/2007/2007	ger tie ciech	Postan	*::5991G
oosarioHseB	(4m04) (1.61(102) (4.6 (2.51(102) (4.6 (2.51(102) (4.6) (4.6)(2.6)(4)		marcora Africo	Branker o. F
	\$#####################################	##-65375F		
orrainting				
	体验证外外的原则是不是存储。 定体按2步程。实现		10.7 5 50	

202.がんと心



203.がん治療と口内炎



NEW!

がん情報サービス(http://ganjoho.jp/)から冊子ファイル ダウンロードできます。

⊕ 1>7-₹#

その他、がんについて信頼できる情報をわかりやすく紹介

しています。 国立がんセンターがん対策情報センター発行(H21.6) -187-

患者必携について

がん対策推進基本計画 2007年6月

分野別施策(3)がん医療に関する相談支援及び情報提供 (取り組むべき施策)

∞インターネットの利用の有無に関わらず、得られる情報に差が生じ ないようにする必要があることから、がんに関する情報を掲載した パンフレットやがん患者が必要な情報を取りまとめた患者必携を作 成し、拠点病院等がん診療を行っている医療機関に提供していく。

(個別目標)

⋄当該パンフレットや、がんの種類による特性等も踏まえた患者必携 等に含まれる情報をすべてのがん患者及びその家族が入手できる ようにすることを目標とする。

がん情報サービスでEIIロルので

がん患者必携の3本柱

がんの病状に応じた、がん医療・緩和ケア・在宅療養・介護支援等の情報 「参加型手帳」として自己の記録や情報に特化した部分

住み慣れた家庭や地域での療養を選択できるべく、地域の特性に応じた情報



心のサポート 療養情報 生活支援情報 体験談

チェックリスト 診療メモ ダイアリー かかりつけリスト



A5シート/冊子 支援窓口

A5判 携帯用

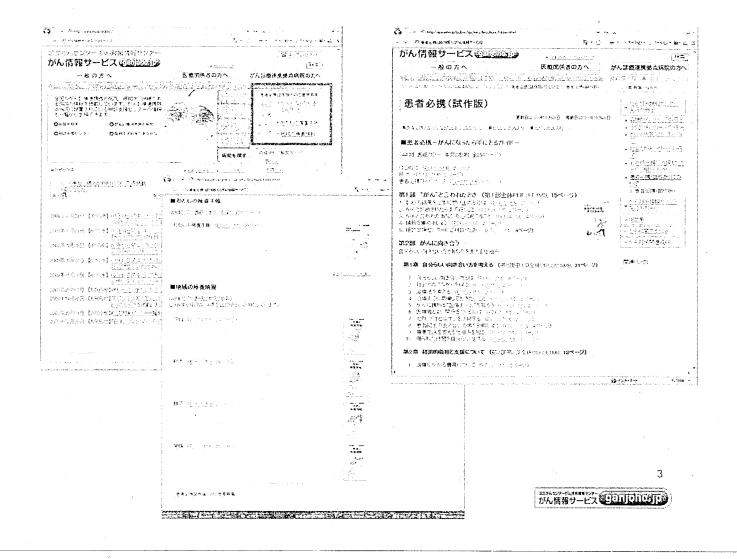
書き込み式 バインダ

地域に特化した 情報

栃木、茨城、静岡、愛媛 をモデルとして作成

がん情報サービス・CENTONOSID

がんと向き合うための 横断的情報



今後の計画-H21年度

・ 試作版の評価



➡ 試験配布計画 ➡➡ 試験配布 確定版◆□改善◆□□





- がん情報サービスでpdfファイル公開 > ホームーページアンケート
- 7/3都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会で配布 > 地域がん診療拠点病院へ郵送
- ・ 7/11市民向け情報講演会
- 患者・市民パネルでモニタリング
- 対がん研究班で実証実験



平成21年度におけるがん対策情報センターの研修計画(予定)

			対象			都道府県				
ज	修名	職種	要件	指導者 養成	病院の種 類(注1)	からの 推薦	研修期間	定員	研修の目的・概要	平成21年度予定
緩和ケアの基本教育 導者研修	のための都道府県指	医師	路床経験10年以上で、そのうち少なくとも緩和医療の路床経験が専従の場合3年以上、兼任の場合5年以上であること	0	③(都道 府県が推 薫する 者)	有	3⊞	各都道府県 1~2人 定 員64人	がん対策基本法で策定された、がん対策推進 基本計画における緩和ケアに関する個別目標 を達成するため、各都道府県における緩和ケア 教育の中心となる指導者育成のための研修。	2009/4/24-26
精神腫瘍学の基本 教 指導者研修	攻育のための都道府県	医師	随床経験10年以上で、そのうちがん患者の精神 症状の類和に携わる経験が専従もしくは専任の 場合3年以上、その他の場合5年以上あることが 望ましい	0	③(都道 府県が推 薫する 者)	有	2日	各都道府県 1~2人 定員64人	がん医療に携わる精神課瘍医が精神腫瘍学に 関して「知っている・を知識」と関連に上実施す るべき内容と理解し、今後、部道府県がん対 策推進計画などに基づいて実施されるfがん医 際に携わる医師向けの研修」で教育するべき内 容を理解する。	2009/4/25-26
短期がん専門研修		医師	以下の条件の全てに該当する者 ①大学(医学)課程) 卒業の医師免許証を有する医 師であって、平成20年4月1日の時点で、協床経 験3年以上を有する者(②研修を希望する診療科の 専門的な知識を有する者	0	0	無	6ヶ月	年間2回 中央病院各 10人 東病院各5人	レジデントに準する身分で、がんセンターにおける医師研修の門戸を広げる。長期間の研修が 困難な医師を対象として専門的なが人研修が 行い、地域における指導者として活動できる人材 を育成する。拠点属院勤務者、および化学機 法、放射線治療および緩和ケア専攻者を優先 的に採用する。	年間2回(4月1日、10月1日)
がん看護研修企画・	指導者研修	着護師 行政担当者	がん看護研修の企画・運営を行う者	0	①(②)	有	年間2回 各回2日間	各回50人(含 計100人)	がん看護に関する研修を各都道府県において 円滑かつ効果的に実施することを推進するため に、がん看護に関する研修を企画・運営する指 導者を育成する。	第1回: H21年6月25日、26日 第2回: H21年7月9日、10日
	がん化学療法看護 コース						年間1回 4日間	40人	がん診療に従事する看護師に対し、高度で専	H21年9月8~11日
がん看護専門分野 (指導者)講義研修	緩和ケアコース	看護師	着護師経験5年以上かつ専門分野経験3年以上 の指導者的立場の看護師	. 0	် စ	無	年間1回 4日間	40人	門的な知識および技術を習得させ、がん看護実践の充実を図る。がん看護の各専門分野における地域および施設でのリーダーを養成する。	H21年9月15~18日
	放射線療法看護 コース						年間1回 3日間	40人		H21年9月2~4日
	∪看護専門分野 緩和ケアコース		看護師経験5年以上かつ専門分野経験3年以上				6人 年間1回 3ヶ月 4人	6人	がん診療に従事する看護師に対し、高度で専門的な知識および技術を習得させ、がん看護実践の元実を図る。が人看護の各専門分野における地域および施設でのリップーを要成する 講義研修を踏まえた実地研修を行い、がん看	H21年10月5日~12月25日
								1人		H21年10月5日~12月25日
がん看護専門分野 (指導者)実地研修		看護師	の指導者的立場の看護師 講義研修を受講しておくこと	0	2	有		4人		H21年10月5日~12月25日
(旧学日)美地研修	放射線療法看護 コース							4人	護実践能力の向上を目指す。	H21年10月5日~12月25日
	フォローアップ研修	看護師	H19年度・H20年度に実地研修を受講修了した着 護師	0	2	無	年間1回 1日	30人程度	がん看複専門分野(指導者)実地研修受請後 の臨床実践および地域や施設でのリーダーシップ発揮についてフォローアップを行う。	H22年2月5日
がん診療連携拠点病 修会	院辗和ケアチーム研	身体症状担当医師、精神 症状担当医師、看護師お よび薬剤師を1チーム(4 人)として参加	がん診療連携拠点病院の緩和ケアチームのメン パーとして実動している左記の者で年間のコンサ ルテーション数が100件程度以上(のべではなく実 件数として)あることを原則とする	0	(D)	æ	2日	16 7- 4	採和ケアの提供体制の整備と、院内線和ケア 教育および級和ケアチームの各職種が果たす べき役割と専門的な知識を習得する。	2009/8月7日、8日(東京)
がん診療連携拠点病 礎研修会	院線和ケアチーム基	身体症状担当医師、精神 症状担当医師、看護師お よび薬剤師を1チーム(4 人)として参加	がん診療連携拠点解除の緩和ケアチームのメン パーとして実働している左記の者で 観和ケアチー ムを立ち上げたばかりのチームや、立ち上げたが 活動が軌道に乗らず、コンサルテーションの件数 が少ないチームであること	×	①(②)	無	28	年間3回 16チーム/回 46チーム/年	提和ケアの提供体制の整備と、緩和ケアチームの各職種の連携と協働および緩和ケアチームの各職種が果たすべき役割と専門的な知識について習得する。	2009/10月30日、31日(大阪)/12月 12日13日(福岡)/1月22日、23日 (東京)
がん化学療法医療チ	一厶養成指導者研修	医師、薬剤師および看護師を1チーム(3人)として参加	以下の条件に全てに該当する者 ①3年以上の館床建築を有する医師、策利師、常 貨師のが人化学療法にかかる業務に従事してい る者及び教育を行っている者③施設において外来 化学療法の立ち上げ、または充実を図ろうとして いる者	0	0	有	2日	年間2回予定 各20チーム	医師・聲援師・薬剤師からなる医療チーム美成 を目的とした必要な事項を講義およびグループ 封鎖を通じて習得すること。外来化学療法チー 人育成を目指し、地域における指導的役割を担 える人材育成を目的とした研修内容。	年間2回(10月8一9日、3月4-5日)
放射線治療計 画指 導	· 者研修	放射線治療技師	以下の条件のいずれかに該当する者 ①原則としてがん診療連携拠点病院に在銷し、 放射線治療に従事する診療放射線技師等 ②がん診療運携拠点病院以外であって、既に 放射総治療の実績がある医療機関に在銷し、 放射総治療に従事する診療放射線技師等 ③その他、放射線治療にかかる教育関係者	0	0	**	10日	年間2回予定 各7人	高度化した放射線治療・放射線腫瘍学を最新 の放射線治療計値装置の活用と豊富な臨床例 を通じて、放射流治療計画性成にかかる知識 技術を習得し、地域において指導者として活動 できる人材を育成する。	第1回:2009/ 7/21— 7/31 第2回:2009/12/1—12/11

平成21年度におけるがん対策情報センターの研修計画(予定)

			対象			都道府県				
研修	5名	職種	要件	指導者 養成	病院の種 類(注1)	からの 推薦	研修期間	定員	研修の目的・概要	平成21年度予定
がん診療に従事する	治療コース	ACCENTANCE HAT	診療放射線技師として、3年以上の実務経験を有 し、下記設備のうち1つを有している施設又は設置 しようとする施設(拠点病院を優先)に勤務してい	×	Ø	無	19日	7人	放射線治療に関わる基本的・網羅的な知識および技能を講義および実習を通じて学ぶ。	2009/10/5~10/30
診療放射線技師研修	診断コース	診療放射線技師	る者 消化管検査装置、CT・MRI・RI各検査装置、高エネ ルギー照射装置	^		m	98	14人	消化管診断・乳腺診断・CT・MRI・RIのモダリティ毎で募集し、それぞれに関わる基本的・網 羅的な知識および技能を講義および実習を通じて学ぶ。	2009/10/5~10/16
がん診療に従事する	細胞診コース	臨床検査技師	臨床接査技師免許取得後3年以上臨床接査に従事し、なおかつ細胞診1年以上、又は病理あるい は血液接至2年以上の実務に従事しいでる者	×	Ø	#	3ヶ月	年間2回予定 各回、 細胞診2人	細胞診コースおよび起音波コースを設け、それ ぞれの分野において豊富な症例数での研修を	第1回:2009/10/1~12/28 第2回:2010/ 1/5~ 3/31
魏床 <u>検査技師研修</u>	担音波コース		臨床検査技師免許取得後3年以上臨床検査に従事し、なおかつ超音波検査を1年以上以上の実務に従事しいてる者					超音波1人	打 う。	第2回:20(07 173~ 373)
相談支援センター相談	炎員基礎研修(1)	相談員	現在、がんの相談業務に携わるか、今後その予定がある者で医療・福祉関係の資格を持っている者、あるいはそれに準する者のがんが意味度投 点病院の相談支援機能を有する部門において、 がんの相談支援機能を有する部門において、 がんの相談支援機能を有する部門において、 がんの相談支援機能を有する部門において、 現在、がんの相談業務(実務)に関わっている者、 あるいは今後その予定がある者	×	Ø	無	2日(午後 から翌日午 前)	1000人	がん全般、緩和ケア、精神謹瘍についての場 論と相談支援の原則	6月1日から2日(午後から翌日午前) 東京会場のみ(なかのZERO大ホール)
相談支援センター相談	炎員基礎研修(2)	相談員	周上	×	2	#	. 3日	1000人	相談員が必要とする基本的ながんに関する知 識の習得と相談場面での援助のポイント	6月2日から4日まで(2日午後から4日 午前)東京会場のみ(なかのZERO大 ホール 基礎研修1と連続開催)
相談支援センター相談	炎員基礎研修(3)	相談員	・ 同上並びに基礎研修(1)と(2)の受講者	×	20	無	2日	450人(全国 10か所で開催:40人~45 人×10回)	相談支援での援助場面を想定したグループ ワークと相談支援のシステム構築に関する企 画・運営力の登成	4月18日と19日(高崎)、4月25日と26日(東京)、5月23日と24日(東東)、5月23日と24日(東東)中)、7月4日と5日(雲知)、7月25日と26日(岡山)、8月1日と2日(東京)強衛後)。8月28日と30日(福岡)、9月2日日と16日(東京)、4月26日と16日(東京)、4月3日と10日(東京)、11月9日と10日(東京)
相談支援センター相関	炎員トレイナ―研修	相談員	周上並びに基礎研修(1)と(2)と(3)の受講者	. 0	.Ф	#	18	100人(東京 で二回開催: 50人×2)	各地域において相談員の指導が可能な人材要成 成	2月、3月頃
院内がん登録初級者	研修	城種は特に問わない	以下の条件に該当する者 ①これから登録を始める。あるいは登録を始めて おおむね1年以内の登録実務経験者(9月1日~ 3日の研修については別途要件を追加※1)	×	3	無	各3日開催 第1回 基 溪江 日日 日本	100人程度/	主要5部位のがんについて、UICCのTNM分類などの病期分類などをコーディングでき、院内が人登録の保護登録はなどに関して十分な知識を有するレベル(1~2年程度の実務経験のある者相当) 1)基礎講義、2)基礎演費、3)病期分類演習からなる。 1)基礎講義、が人概論、が心意録環論、ICD-03コーディングルール、標準登録様式、密期分類機能、2)基礎演習、1CD-03と標準登録様式演習 3)病期分類演習、主要5部位 宮・大膳・肝燥、別房・部)の演習については、難易度別に簡単な深智(A演習)、やや難しい演習(B演習)に分けて行う、対や数に人演習(B演習)に分けて行う	第2回(1日日:基礎請義、2日日:A決習でまたは日演習で、3日日:A演習でまたは日演習で、3日日:A演習でまたは日演習の日(社)線)

平成21年度におけるがん対策情報センターの研修計画(予定)

		対象			都道府県				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
研修名	職種	要件	指導者 養成	病院の種 類(注1)	からの 推薦	研修期間	間 定員	研修の目的・概要	平成21年度予定
院内が 心登録指導者継続研修 (新規)	繊複は特に問わない	以下の条件に該当する者 ①院内が人登録指導者研修会修了者または、受	. 0	0	—	16間/0	年間30名程	○初級者研修会で講義担当、演習指導を予定 している指導者研修修了者あるいは指導者研 修受講者を対象に最新の情報提供を行うととも に請義および演習を円滑に進める研修を行う。	1回目4月24日
₹		調中で初級者研修会で講義担当、演習指導を予 定している者						1) 最新情報の講義、2) グループ計論からなり、 初級研修会での講義や説明の実演演習に反映させるとともに除内がん登録の諸問題に関して グループ計論を行い、解決策を探る	2回 용 9月 25 단
地域が人登録行政担当者向け研修	都道府県庁に勤務する対 策行政担当者	都道府県のがん対策・がん登録担当課職員	×	その他	無	年1回1日	100人程度	・ 地域がん登録を活用した事業の企園支援。全 国の都道府県のがん対策・がん登録担当課職 員を対象として実施。	12月1日
地域が人登録実務者研修	地域が 人登録室に勤務す るが 人登録実務者	地域が人登録室に助務するが人登録実務者 ・	×	その他	無	年1回1日	150人程度	地域がん登録実務者を対象とした初級者研修	12月2日
院内がん登録見学研修	院内がん登録関係者	院内がん登録関係者	×	3	無	月1回(隔 月第3金曜 日·半日)	20名/回 年間100人程 度	院内がん登録の実務体制の見学	原則として隔月の第3金曜日

⁽注1)病院の種類: ①拠点病院の医療従事者に限定、②拠点病院の医療従事者を優先、③全ての医療機関を対象 (注2)①健康局予算の移し換えによる研修、②医改局長通知に基づく研修 ※1 がん診療運携拠点病院の更新あるいは新規申請に対する研修という位置づけのため、原則として指定要件にかかわる施設でやむを得ない事情がある場合に参加者を限定して開催する予定。

FAX締切

平成21年度 相談支援センター 相談員基礎研修会(3)

※は必須項目です。ご記入は全て楷書にてご記入くださいますようお願いいたします。 セイ: メイ: 姓: <u>名</u>: 受講希望者指名 ※ 生年月日 西暦 年 月 日生 X 職名 ※ 専門資格 ※ 施設名 ※ 市町 施設住所 ※ 都府 道県 区村 連絡先担当部署 連絡先担当者名 Ж 担当者TEL () (内線)※ 担当者FAX ※ 担当者 **(a)** メールアドレス ※ 基礎研修会(1) 受講番号 □ 平成19年11月9日(東京) No. --No.T — □ 平成20年4月22日(東京) □ 平成20年4月22日(大阪) No.O -□ 平成20年4月22日(愛知) No.A --過去の参加状況 □ 平成21年2月25日(東京) No. --□ 平成21年6月1日(東京) No. ---基礎研修会(2) 受講番号 □ 平成20年6月11日~13日(東京) No. II -口 平成21年2月26日~27日(東京) No. II — □ 平成21年6月2日~4日(東京) :No. II --口がん診療連携拠点病院である (http://ganjoho.ncc.go.jp/pub/hosp_info/index_01.htmlをご確認ください) □ 受講希望者は相談支援センターのスタッフ(専従・専任)である 確認事項 ※ □ 既に基礎研修(1)(2)を受講済みである チェックをつけて ください □ 当施設には相談支援センターのスタッフで、既に基礎研修(3)を 受講したものはいない

主に自治体向けのたばこ対策研修について

平成21年7月1日 国立保健医療科学院 研究情報センター たばこ政策情報室

本年度当院では、たばこ対策の一層の推進を図るため、1) たばこ対策の 企画・推進について、2) 禁煙支援の向上と普及について、の2つの研修を 予定しています。関係の方に周知いただきご参加いただければと思います。 ※申し込み多数の場合はご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承いただければと思います。

<問い合わせ> 当院教務課 または下記へ(申し込みは<u>「教務課」宛</u>です) 国立保健医療科学院 研究情報センター

たばこ政策情報室(担当:吉見) iyoshimi@niph.go.jp 〒351-0197 埼玉県和光市南 2-3-6 048-458-6111 (内線 2232) 048-458-6266 (ファクス)

<日時詳細等> 下記ホームーページにあります。

- 1) たばこ対策の推進に関する研修(企画・調整・指導者)※日程: H21.9/1-4 http://www.niph.go.jp/entrance/h21/course/short/short_chiki05.html
- 2) たばこ対策の推進に関する研修 (禁煙支援) ※日程: H22.2/16-19 http://www.niph.go.jp/entrance/h21/course/short/short_chiki06.html

トップ→上のタブの「研修活動」→下の「研修活動」の「平成 21 年度」または トップ→下の「研修のご案内」の「平成 21 年度研修案内」から、 「研修一覧」の「短期研修」の「地域保健に関する分野」にあります。

女性向け喫煙と健康に関するパンフレットについて

平成21年7月1日 国立保健医療科学院 研究情報センター たばこ政策情報室

京都府が表記パンフレットを企画・発行されておりますが(サンプルをご参照下さい)、他都道府県等での活用の機会もあると思われたので、京都府と相談の上、当室名での発行のバージョンを増刷したところです。

このたび、がん診療連携拠点病院の相談支援センター等各種ブースにおいて、適宜ご活用を検討いただければと思います。

お入用の場合、下記メールアドレス宛、1)送付先、2)必要部数、を明 、 記の上、御連絡いただけましたら追って送付いたします。

<あて先>

国立保健医療科学院 研究情報センター

たばこ政策情報室(担当:吉見) iyoshimi@niph.go.jp 〒351-0197 埼玉県和光市南 2-3-6 048-458-6111 (内線 2232) 048-458-6266 (ファクス)

<参考>

オリジナルの京都府のパンフレット http://www.pref.kyoto.jp/tobacco/baitai.html